

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

<総論>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		○ 弊害防止措置の具体的な取扱いについては、お客さまの利便性や実務上の問題に十分配慮のうえ、ワークブルなものにして頂くよう要望する。	○ 今回の弊害防止措置の導入に当たっては、その実効性をモニタリングするとの当面の目的を念頭に置き、顧客の利便性や銀行等の実務に与える影響にも配慮しながら、保険契約者等の保護の観点から適切な運用がなされるよう注視していきます。
2		○ 新規解禁商品を販売するに際しては、保険募集制限先に該当するか否かを確認することが必要となるが、こうした確認作業について過度な厳格性を求めると顧客利便を損なう結果につながりかねない。また、銀行における管理コスト（規制コスト）の増大をもたらし、結果として新規解禁商品を取り扱う銀行がほとんど現れないなど、「形だけの規制緩和」ともなりかねない。このため、制度の運用に際しては、顧客利便や実務上の問題に十分配慮し、顧客や銀行に過度の負担を強いることのないようにするべき。	
3		○ 今般の枠組みが契約者保護の観点から円滑かつ適切に運用されるためには、保険会社及び銀行等が法令遵守にしっかり取り組んでいくこと、とりわけ銀行が契約者に責任を持って販売することが重要であるとともに、行政当局においても監督・検査等を通じて十分にモニタリングを行い、適宜適切な対応を行うことが必要。	○ 今回の措置の施行後、顧客の利便性にも配慮しながら、保険契約者等の保護の観点から銀行等による保険募集の実施状況や今回の措置等の実効性を十分に検証していくこととしています。
4		○ 今般の見直しにおいて、顧客保護の観点から、一定の弊害防止措置が講じられることはやむを得ないが、新たに導入される規制があまりにも過剰であるがために却って顧客利便だけが損なわれることになれば、それは顧客の意に反した保護措置に陥る可能性がある。したがって、今後、顧客保護を基本としつつも、全面解禁に向けては顧客利便がいたずらに阻害されることのないよう、適切なモニタリングが実施されるべきである。	
5		○ 平成 19 年に予定されている銀行等が販売できる保険商品	

		の範囲の拡大に当たっては、改正府令附則第3条にあるとおり、銀行等による保険募集の実施状況やその保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた措置の状況について問題がないと判断されることがその前提となると考えるので、既に解禁されている商品も含めてしっかりと検証をするべき。	
6		○ モニタリングに当たっては、外形的な要素による検証のほか、例えば銀行等を通じた保険販売により加入した契約者に契約までのプロセスを確認するなど、募集実態まで検証することが必要。	
7		○ 特に自動車保険は、販売時の顧客に対するアドバイスのみならず、事故処理まで含めた総合的かつ持続的なサービス提供が必要となる商品特性があり、こうした個別商品の特性を十分に念頭に置いた上で、モニタリングを行うことが肝要。	
8		○ 新たな弊害防止措置については、2年間のモニタリングの結果、圧力販売の防止の観点から緩和しても問題ないと判断されるものについては、その緩和を検討いただきたい。	○ 弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに銀行等による保険募集の実施状況や今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。
9		○ 先行解禁後、当初2年間において、このような弊害防止措置が設けられることはある程度やむを得ないとしても、今後の銀行による保険販売の実施状況等を踏まえ、全面解禁の実施時までには、不要な規制についてはすべて撤廃するなど、改めて制度の見直しを行うべきである。	
10		○ 銀行が有する社会的、経済的影響力の大きさ、及び販売能力の大きさを再認識するとき、消費者・契約者の保護、自主性の尊重の立場から、銀行等の保険募集における実態の的確な把握、弊害防止措置の有効性の確保、相談・苦情に対する的確に対応できる体制の確立など、今回、策定された枠組みが確実に機能することが重要。	○ 今回の措置を施行してから2年間、銀行等による保険募集の実施状況、保険募集の公正な実施及び保険会社の業務の適切な運営のために講じられた諸般の措置の状況を検証し、保険契約者等の保護の観点から問題がないか確認して、銀行等による保険募集に係る商品規制を撤廃することとしています。
11		○ 銀行等による保険募集については、金融審議会第二部会報告（平成16年3月）において、「遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当である」とされていることを踏ま	

		え、2年間のモニタリングの結果、特段の問題がない場合には、速やかに全面解禁に移行していただきたい。	
12		○ 今回の措置は、銀行等による保険募集の対象を全ての保険契約に拡大するためのプロセスとして、当初において銀行等が募集できる保険契約の範囲を限定し、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性を2年間検証することとしているが、消費者利便の向上を図る観点から、銀行等による保険募集の対象を直ちに全ての保険契約に拡大すべき。	
13		○ 銀行等による全ての保険契約の募集の解禁に向けて、弊害防止措置の実効性等のモニタリングを実施するに際しては、圧力募集などの顧客対応上の問題のチェックはもちろんのこと、販売・契約者サイドにとって分かりやすいルールになっているか、弊害防止措置の履行に伴い多大なコストや労働負荷がかかっていないかなど、募集の実態についても十分にモニタリング頂きたい。その結果を踏まえ、全面解禁の「期日」のみならず、必要に応じ、弊害防止措置の内容や全面解禁といった考え方そのものについても、見直しの要否について検討して頂きたい。	
14		○ 融資先への募集制限やタイミング規制など、今回新設される行為規制については、保険会社として銀行等代理店にルールの策定指導やルールの策定の確認を行うことはできても、融資情報を持たないため、実際にルールが遵守されているかどうかの調査は不可能である。保険会社は正しい指導を行っている限りは、ルール違反の結果責任まで問われることがないことを確認したい。	○ ルール違反が認められた場合には、当該事案ごとにその原因究明・責任の所在等の検討を行うこととなっており、結果責任を問うかどうかについても、ケースバイケースで対処することとなります。
15		○ 今後のパブリックコメント手続では、1月以上の検討期間を確保してほしい。	○ これまでも当庁のパブリックコメント手続では、事案に応じ十分な検討期間を確保するよう努めてきたところですが、行政手続法の改正も踏まえ、原則として30日以上の期間を設けることとしたいと考えます。

<規則第53条の3の3関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		○ 銀行等への委託に関して、「あらかじめ…定めること」となっているが、既に損保の代理店委託を行っている銀行も多く、適切な表現ではない。今後の代理店委託に関するものであると考えてよいか。	○ ご指摘のように、既に保険会社が銀行等に保険募集業務の委託を行っている例が多い現状に鑑み、「あらかじめ」を削除することとしました。
2		○ 保険会社が銀行等に保険募集に係る業務の委託を行うにあたり、例えば、自社の保険商品の取扱いや販売促進を、銀行等と他の取引関係（資本取引等）を背景として要請するなど、銀行等における受託保険会社や取扱商品の公正な選定、個別行の販売戦略等を阻害するような行為を禁止する措置についても手当すべき。	○ 保険会社のこのような行為は、独占禁止法上の「不公正な取引方法」にあたる懸念があり、このような行為が認められた場合には、公正取引委員会と連携して厳正に対処することとなります。 また、事務ガイドライン1-15-4②において、銀行等が保険募集に係る業務の受託の決定に当たり留意すべき要素を明示しており、銀行等が、こうした要素を無視して、取引関係を背景とした保険会社による保険募集業務の委託に応じていないか、当局による事後検証においてチェックすることとなります。
3		○ 保険会社の業務運営等に関する透明性を確保する観点から、保険会社が定める銀行等への保険募集の委託に関する指針についても、銀行等の保険募集指針と同様に公表することを義務付けるべき。	○ 保険会社が定める銀行等への保険募集の委託に関する指針は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するためのものであり、保険募集の公正を確保する観点から顧客に対し公表を義務付ける必要のある銀行等の保険募集指針とは性格を異にするものであることから、必ずしも公表を義務付けるべきものではないと考えられます。
4		○ 保険会社が銀行等への委託に関する方針を定めなくてはならないとした趣旨を確認したい。	○ 一般的に金融商品に関して強い販売力を有する銀行等に対して保険募集の委託をすることは、引受保険会社のリスク管理能力を超えた保険販売が行われるなど、保険会社に対してリスク管理上の問題を生じさせる可能性があります。このため、保険会社が銀行等への委託に関し明確な方針を定め、的確な経営管理を行うことを求めることとしたものです。
5		○ 銀行等への委託に関する方針は委託先毎に作成するものではなく、銀行等の販売チャネル全般について包括的なものを作成すれば足りると理解して良いか。	○ 銀行等への委託方針は、保険会社が特定の銀行等に保険商品の販売を過度に依存する場合の経営リスクも念頭において定める必要があることから、委託先毎に（内容が同一の場合にまとめることは可）定めることが求められます。

<規則第53条の6関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		<p>○ 従来の「保険募集」から「保険募集に係る業務」と改められているが、該当業務範囲を拡大する趣旨か。その場合、「保険募集に係る業務」とは具体的に如何なる範囲の業務を指すのか。例えば、以下の行為はこれに該当するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の保険商品を広告として新聞等に掲載する行為 ・ 金融機関の既往顧客の全部又は一部に送付する金融機関作成の情報提供誌において個別の保険商品の掲載又は記事での紹介をする行為 	<p>○ 「保険募集に係る業務」は保険募集に直接つながる業務も含むものであり、例えば、専ら保険募集のために訪問先の選定を行う準備作業などが該当しうると考えられます。ただし、ご指摘の行為については、いずれも保険募集に直接つながる業務ではなく、原則として「保険募集に係る業務」には該当しないと考えられます。</p>

<規則第211条関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
	第1項	<p>○ 本項第1号から第5号までのいずれかに規定する保険契約に関し、保険契約締結後、銀行等ではない生命保険募集人の取扱い又は生命保険会社の直扱いによって、同項第1号から第6号までのいずれかに該当する他の保険契約への転換・承継・変更をすることについて特段の制限はないとの理解で良いか。</p>	<p>○ 本条は銀行等である生命保険募集人ができる保険募集の範囲について定めるもので、銀行等でない生命保険募集人による取扱いについて、特段の制限を課しているものではありません。</p>
2	第1項第1号	<p>○ 「居住の用に供する」とは誰の居住の用に供していれば良いのか。</p>	<p>○ 全部が事業の用に供される建物を除く趣旨であり、居住者を特定するものではありません。</p>
3	第1項第1号	<p>○ 「居住の用に供する建物」とは、その全部が店舗やオフィスに利用される建物を除く趣旨と理解してよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
4	第1項第1号	<p>○ 「居住の用に供する建物」は、少しでも居住部分があればよいのか。</p>	<p>○ 居住部分の割合は問いません。</p>
5	第1項第1号	<p>○ 「その一部を事業の用に供するもの」の「一部」とはどの程度をいうのか。</p>	<p>○ その割合は問いません。</p>
6	第1項第1号	<p>○ アパートローンについて、事業性でないと判断されるものについては、住宅ローン関連商品と同様の取扱いが可能ではないか。</p>	<p>○ 賃貸が業として行われているのであれば、賃貸物件については、事業の用に供するものであると考えられます。</p>

7	第1項第1号	○「居住の用に供するもの」とは、居住部分はあるが、常時居住をしていない物件（例えば別荘・セカンドハウスのような物件）についても該当するか。	○ 貴見のとおりです。
8	第1項第1号	○ 借入金が「充当されることが確実なもの」とは、どのような場合を指すのか。	○ 住宅建設の取引慣行又は金融機関側の事務手続き上の問題から、住宅の引渡しは住宅ローンの実行前に行われるケースがあることを念頭に、住宅ローンの実行前であっても保険を付保することができることを明確にしたものです。 具体的には、銀行等との間で既に当該融資に係る金銭消費貸借契約を締結している場合などが該当すると考えられます。
9	第1項第2号	○ 従前の「被保険者の生存に関して年金を支払うことを主たる目的とする保険契約」から「被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約」へと変更されているが、これにより年金保険に加え生存保険の取扱いも認められるとの理解でよいか。また、その保険金の支払い方法は、年金形式ではなく、例えば一時金等の支払方法も認められることになったとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
10	第1項第2号	○ 本号末尾に「(次号及び第4号口に規定する保険契約に該当するものを除く。)」と規定しているが、第4号口の末尾に(第2号に規定する保険契約に該当するものを除く。)とすべきではないか。	○ 貴見のとおり修正することとしました。
11	第1項第2号	○ 個人年金保険に関し、年金支払に代えて年金支払開始日以降も運用や保障が終身にわたって継続される特則又は特約(終身保障特則・特約)が付されたものは、本号の保険契約に該当すると理解して良いか。	○ 終身保障特則・特約は、移行時点で生存保障から死亡保障への変更を認めるものであり、実質的に本項第4号イの一時払終身保険契約の締結を行うことと同じであると考えられます。したがって、当該特則の付された保険契約は本号の保険契約には該当せず、また、当該特約は、本条第6項の規定により、銀行等が本条第3項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先に該当しない場合に限り、付することができると考えられます。
12	第1項第2号	○ 本号の個人年金保険契約に入院医療特約を付保した場合には、融資先販売規制に服するとの理解で良いか。	○ 入院医療特約は、基本的に主契約たる個人年金保険の内容と関連性が高いとは言えないと考えられることから、当該特

			<p>約を付した個人年金保険契約の募集を銀行等が行う場合には、本条第3項各号の要件を満たすことが必要となります。</p> <p>なお、疾病に起因する入院医療特約は、先行解禁商品に含まれていないため、全面解禁時まで銀行等が保険募集することはできません。</p>
13	第1項第2号	<p>○「被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約」において、いわゆる「こども保険」で保護者が死亡等した場合に育英費用保険金や保険料払込免除の特約が付帯されているものも含まれるか。</p>	<p>○ 本号の保険契約に付される保険特約に関しては本条第6項に定める制限があり、ご指摘の育英費用保険金や保険料払込免除の保険特約については、銀行等が本条第3項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、保険契約者又は被保険者が銀行等生命保険募集制限先に該当しない場合でなければ、付することはできないと考えられます。</p>
14	第1項第2号	<p>○ 個人年金保険であって、被保険者が生存している限り年金を支払うほか、被保険者の死亡時にそれまでの受取年金累計額が年金原資に満たないときはその差額を死亡一時金として支払うことを約するもの（一時金付終身年金）は、本号の保険契約に該当すると理解して良いか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
15	第1項第2号	<p>○ 年金に代え、生存保険金の支払も認める規定変更となっているが、他の新規解禁保険契約（一時払終身保険、養老保険等）の特約として生存保険金を支払うことも可能か。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
16	第1項第2号	<p>○ 本号で規定する保険契約の中に、本項第4号等に定める保険契約に付加される特約形式の保険商品も包含されると解してよいか。</p>	<p>○ 本号の保険契約は、原則として現在でも銀行等の取扱いが認められており、これは、保険特約の形態での取扱いも含まれます。</p>
17	第1項第2号イ	<p>○ イの要件について、解約返戻金を低額又はゼロとする特約・特則が付された場合でもそれを理由に該当性が否定されることはないとの理解でよいか。</p>	<p>○ 本号イの解釈としては、貴見のとおりです。</p>
18	第1項第2号ロ	<p>○ 本号の保険契約に関し、保険期間中に被保険者が一定の身体の障害状態になった場合にそれ以後の保険料の払込みを免除する旨の定めは、本号ロの規定に該当するとの理解で良いか。</p>	<p>○ 払込免除の利益が、必ずしも主契約の払込保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比して妥当なものとはならないと考えられることから、本号ロの要件には適合するとはいえません。</p> <p>ただし、本条第3項の措置を講じている場合には、払込免除事由が傷害に起因するものであれば、払込免除の定めを付することができると思いますが、払込免除事由が疾病や介護</p>

			に起因するものであれば、当該定めを付することはできないと考えられます。
19	第1項第2号口	○ 妥当性の判断基準は何か。例えば、死亡保険金の保険利益や解約返戻金の解約控除益を生存保険金の積増しに活用することは、ここでいう妥当性の範疇に入るか。	○ 本号イの解釈としては、貴見のとおりです。
20	第1項第4号	○ 一時払変額終身保険や変額養老保険は、既解禁商品の拡大と理解してよいか。	○ ご指摘の保険の契約は本項第1号から第3号までに掲げるものに該当しないため、銀行等がその募集をするためには本条第3項の要件を満たすことが必要となります。
21	第1項第4号	○ 「保険料を一時に払い込むことを内容とするもの」には、全期前納及び一括払いは含まれないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
22	第1項第4号	○ イ、口の保険契約に関し、保険金の受取方法として分割払いは認められるか。	○ 貴見のとおりです。
23	第1項第4号イ	○ 「その締結の日から一定期間を経過した後保険金の額が減額されるものを除く。」とあるが、一定期間を経過後保険金額が増額されるものは認められると解してよいか。	○ 貴見のとおりです。ただし、増額後に減額が予定されているものは認められません。
24	第1項第4号イ	○ イの保険契約には、一時払いの変額終身保険や外貨建終身保険も含まれるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。明確化のため、規定を修正することとしました。
25	第1項第4号イ	○ 一時払終身保険には介護保険等への保障内容の変更制度を付したものがあがるが、これは今回の先行解禁対象にならないことを確認したい。	○ 介護保険は先行解禁商品に含まれていないため、一時払終身保険で介護保険への保障内容の変更制度を付したものの募集は、全面解禁時まで認められません。
26	第1項第4号口	○ 「10年以下のもの（保険契約者が法人であるものを除く。）」とあるが、事業資金の貸付けがない個人事業主が契約者となり、本人、家族、被用者を被保険者とする契約が可能であるか確認したい。	○ 保険契約者が個人である場合は除外されていません。
27	第1項第4号口	○ 「保険料を一時に払う場合」には、保険期間が不問であること、契約者が法人（保険募集制限先を除く）であるものも認められることを確認したい。	○ 本号口の解釈としては、貴見のとおりです。
28	第1項第4号口	○ 一般的に養老保険は死亡保険金と生存保険金と同額（運用成果により生存保険金が増加するものもあるが）であることを前提としているが、口の規定はこれと異なる形態も可となるのか。	○ 本号口の保険契約は、死亡保険金と生存保険金と同額であることを要件としていません。
29	第1項第4号口	○ 口の保険契約には、有期型の変額保険や外貨建養老保険も	○ 貴見のとおりです。明確化のため、規定を修正します。

		含まれるとの理解でよいか。	
30	第1項第4号口	○「生存に関する保険金の額」とは満期時に支払われる保険金の額のみか。保険期間中に生存保険金を支払う特約等がある場合は、その期間中の総合計と考えてよいか。	○口の保険契約は保険期間中の被保険者の生存に関し保険金を支払うことを約するものであることが要件となっていますが、保険期間満了前に給付金を支払うことを排除してはいません。ただし、保険期間中を通じ、死亡保険金の額がその時点以降に支払われる生存保険金の合計額を超えないに限られることとなります。
31	第1項第4号口	○口の保険契約には、現在生保各社が販売している変額保険（有期型）や市場価格調整率を導入した一時払養老保険が含まれることを確認したい。	○原則として、貴見のとおりです。なお、規則第74条第1号の変額保険については、明確化するため規定を修正することとしました。ご指摘の養老保険についてもこれに準じて取り扱って差し支えないものと考えられます。
32	第1項第4号口	○口の保険契約には、当社が従来より販売している積立利率変動型養老保険（貯蓄重視型米国通貨建）が含まれることを確認したい。	○積立利率変動型養老保険は変額保険とは異なるものであり、死亡保険金が生存保険金を超えないものであれば、口の保険契約に該当すると考えられます。
33	第1項第4号口	○当社が販売している有期型ユニット・リンク保険は、養老保険タイプの生命保険で、特別勘定の運用実績により積立金が基本保険金額を超過した場合のみ積立金額が死亡・高度障害保険金額となり、また特別勘定の運用実績により積立金額が増減し、満期時の積立金額を満期保険金とするものであるが、保険期間が10年以下で契約者が法人でないもの又は保険料を一時に払い込むものであれば、本号口の保険契約に該当すると理解してよいか。	○原則として、貴見のとおりです。なお、変額保険について明確化するため、規定を修正することとしました。
34	第1項第4号口	○弊社の年金支払型特殊養老保険も銀行等で販売できるような所要の措置を講じてほしい。	○本号の保険契約に該当するものであれば、本条第2項及び第3項の要件を満たす銀行等は取り扱うことができるようになります。
35	第1項第4号口	○口の保険契約は、生存保険金が満期時に一括して支払われるいわゆる養老保険を指し、保険期間中にわたって生存給付金が分割して支払われる特約が付いた定期保険（いわゆる生存給付金付定期保険）は含まれないとの理解で良いか。	○口の保険契約は保険期間中の被保険者の生存に関し保険金を支払うことを約するものであることが要件となっていますが、保険期間満了前に給付金を支払うことを排除してはいません。ただし、保険期間中を通じ、死亡保険金の額がその時点以降に支払われる生存保険金の合計額を超えないに限られることとなります。
36	第1項第4号口	○口の保険契約には、保険期間中に被保険者が一定の身体の	○払込免除事由が傷害に起因するものである場合には、払込

		障害状態になった場合にそれ以後の保険料の払込みを免除する旨の定めを付することができるとの理解で良いか。	免除の定めを付することができると思いますが、払込免除事由が疾病や介護に起因するものである場合には、そうした定めを付することはできません。
37	第1項第4号口	○ 口の保険契約に、災害入院特約を付加することは可能と考えてよいか。	○ 災害入院特約は、先行解禁商品に含まれる契約内容のものではなく、また、必ずしも口の保険契約の内容と関連性が高いとは言えないことから、基本的には付することはできないと考えられます。
38	第1項第4号口	○ 口の保険契約の満期時における払済手続きはイの保険契約に該当し、また、生命保険募集人としての保全行為の一環であることから、新たな弊害防止措置を講ずるべき対象の保険契約には該当しないとの理解でよいか。	○ 口の保険契約の満期時にその生存保険金を充当してイの一時払終身保険契約を成立させる行為は、新たな保険契約の募集に相当すると考えられることから、本条第3項の措置の対象となると考えられます。
39	第1項第4号口	○ 平準払いである養老保険契約に関し、保険契約締結後、銀行等ではない生命保険募集人の取扱い又は生命保険会社の直扱いによって、10年超の保険期間に変更することについて特段の制限はないとの理解で良いか。	○ 本条は銀行等である生命保険募集人ができる保険募集の範囲について定めるもので、保険契約者の権利や銀行等でない生命保険募集人による取扱いについて、特段の制限を課しているものではありません。
40	第1項第5号	○ 「満期返戻金」については、どの程度の水準を想定しているのか。最終解禁の対象である傷害保険と実体面で変わらない商品が積立傷害保険として販売される可能性を残さないように、積立傷害保険の保障部分と積立部分の比率に関する規制を明示すべきではないか。	○ 本号はいわゆる積立傷害保険契約を定めたものであり、「満期保険金」の額が極めて小さく、実質的に一般の傷害保険契約に相当するものは本号には該当するとは言えないと考えられます。
41	第1項第5号	○ 「保険期間満了後満期返戻金を支払うことを約する保険契約」とは、一般的な積立保険を指し、無事故戻し付き保険や月掛け保険は対象外であることを確認したい。	○ 貴見のとおりです。
42	第1項第5号	○ 損害保険会社が販売する積立子ども保険について、育英費用保険金の支払条件と同様に傷害を受けたことを原因とする人の状態を条件としている限り、保険料払込免除特約を付することも認められると考えてよいか。	○ 貴見のとおりです。
43	第1項第5号	○ 積立傷害保険については、先行解禁時に法人契約及び団体契約等について規制がないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
44	第1項第5号	○ 本号の保険契約に期間の定めはあるのか確認したい。また、保険料の支払方法に関して、分割払い、一時払いともに対象になるか確認したい。	○ 保険期間や保険料の払込方法について特段の定めはありません。

45	第1項第5号	○ 本号の保険契約には、一定期間後に満期保険金を提供するための積立特約を付加した傷害保険契約で、その保険期間を被保険者の死亡の時までとするものは含まれると理解してよいか。	○ ご指摘の保険契約は「保険期間の満了後満期保険金を支払う」ものではないため、本号の保険契約には該当しないと考えられます。
46	第1項第5号	○ 平準払積立傷害保険に保険料払込免除特約を付加しても新規解禁保険商品の対象となることを確認したい。	○ 払込免除事由が傷害に起因するものとされている場合には、新規解禁保険商品の対象となると考えられます。
47	第1項第5号	○ 満期金がある契約（貯蓄保険など）に災害入院特約等の特約を付加した契約も、本号の保険契約に該当すると考えてよいか。 また、満期金がある契約に災害入院保障が織り込まれている場合はどうか。	○ ご指摘の災害入院特約については、先行解禁商品に含まれる契約内容のものではなく、また、必ずしも本号の保険契約の内容と関連性が高いとは言えないため、基本的には付することはできないと考えられます。 また、災害入院保障が織り込まれている場合についても、契約形態は異なるものの、実質的には特約を付加する場合と異なるところはなく、特約付加の場合と異なる取扱いとする理由はないと考えられます。
48	第1項第6号	○ 全面解禁時については、団体保険や団体扱い・集団扱い契約、法人を保険契約者とする保険契約を禁止する規定はないとの理解でよいか。	○ 現時点では、銀行等に対し、本条第2項、第3項に掲げる弊害防止措置を課しつつ、全面解禁時には、団体契約等や法人契約を含め、全ての保険契約の取扱いを認めることを想定しています。
49	第2項第1号	○ 協同組織金融機関の会員・組合員情報（顧客が当該金融機関の会員・組合員であるか否かに関する情報）は、非公開金融情報・非公開保険情報のいずれにも該当しないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
50	第2項第1号	○ 本号の「保険募集に係る業務」の範囲を確認したい。保険募集を行う前段階の確認や保険募集を行うための事前準備（商品パンフレットの送付等）は「保険募集に係る業務」に該当しないことを確認したい。	○ 一般に「保険募集」とは、以下に掲げる業務を言います。 イ 保険契約の締結の勧誘 ロ 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明 ハ 保険契約の申込みの受領 ニ その他の保険契約の締結の代理又は媒介 なお、保険募集に該当するかどうかについては、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がありますが、例えば、次に掲げる行為のみであれば、基本的には該当しないと考えます。

			<p>A 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>B コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</p> <p>C 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</p>
51	第2項第1号	○ 従来の「保険募集」から今般「保険募集に係る業務」と規制範囲が拡大した理由を確認したい。保険募集の準備行為にまで利用規制を拡張する意図ではないとの理解でよいか。	○ 「保険募集に係る業務」は保険募集に直接つながる業務も含むものであり、例えば、専ら保険募集のために一定金額以上の預金を有する者の選定を行う準備作業はこれに含まれると考えられます。
52	第2項第1号	○ 非公開金融・保険情報の利用に係る顧客の同意の取得と、規則第234条第1項第7号、第8号の書面の交付は必ずしも同時に行うことを求められていないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
53	第2項第1号	○ 非公開情報の取扱いに関する説明文書には、影響遮断に関する説明や預金との誤認防止に関する説明等他の説明事項も記載されており、現状、当該文書により一括して顧客説明を行っている。このような方法によると、これらの説明事項は、一顧客につき一度説明を行うのみとなるが、今後もこのような取扱いでよいか。	<p>○ 非公開情報保護措置については、顧客から書面又は電磁的方法による同意を得た場合に、通常当該同意が及ぶと考えられる範囲内での保険募集に非公開情報を利用する場合であれば、何度も顧客の同意を得る必要はありません。他方、当該同意から相当期間経過後の保険募集のように、通常当該同意が及ぶと考えられない場合には、改めて同意を得る必要があると考えられます。</p> <p>他の説明事項については、それぞれの趣旨・目的にしたがい、一度説明すればそれでよいのか、それとも、都度の説明が必要か個別に判断する必要があります。</p>
54	第2項第1号イ	○ 預金情報から投資信託等をセールスしていたところ、顧客からの要望で保険契約に至った、というようなケースは、顧客の同意不要との理解でよいか。	○ ご指摘のケースは、顧客の要望に応じ保険募集を開始したものであり、そのみでは直接に預金情報を利用した保険募集には当たらないと考えられます。ただし、当該保険募集の過程で預金情報等の非公開金融情報を参照する場合には、事前に顧客の同意の取得が必要となります。
55	第2項第1号イ	○ 非公開金融情報の利用に係る顧客の同意は、保険募集を行う度毎に得る必要はないとの理解でよいか。例えば、銀行等が過去の保険募集において利用の同意を得た顧客については、改めて同意を得ることなく非公開金融情報を利用して新	○ 非公開情報保護措置については、顧客から書面又は電磁的方法による同意を得た場合に、通常当該同意が及ぶと考えられる範囲内での保険募集に非公開情報を利用する場合であれば、何度も顧客の同意を得る必要はありません。他方、当

		たな保険募集を行うことができると考えて良いか。	該同意から相当期間経過後の保険募集のように、通常当該同意が及ぶと考えられない場合には、改めて同意を得る必要があると考えられます。
56	第2項第1号イ	○ 新規契約募集時に顧客の同意を得て非公開金融情報を利用した保険契約を更改する場合に、当該同意を得た非公開金融情報のみを利用して更改申込書の作成等の保険募集を行う場合には、本規定による顧客の同意を再度取得することは不要であることを確認したい。	○ 新規契約時に顧客の同意を得て利用した非公開金融情報は保険募集において知り得た情報であり、これをそのまま保険契約の更改時に利用する場合に再度顧客の同意を得る必要はないと考えられます。ただし、当該情報が最新のものであるか確認すれば、新たな非公開金融情報となると考えられることに留意が必要です。
57	第2項第1号イ	○ 顧客が非公開情報の利用の同意に関する説明を不要とした場合や、資産活用の相談中に顧客の方から保険の説明を求めてきた場合には、顧客の同意があったものと見なすことができるとの理解で良いか。	○ ご指摘の場合においても、非公開情報の利用に関する顧客の同意は、当該利用に先立って確認する必要があると考えます。
58	第2項第1号イ	○ 「保険募集に係る業務」には、募集の準備段階（保険募集を行う相手を選定する作業等）における預金情報等の活用等も含まれるか。また、銀行等が顧客の預金情報に基づいてリスト化を行う行為等の非公開金融情報を確認する作業は含まれないと理解して良いか。	○ 専ら保険募集のために顧客のリストを作成する行為は「保険募集に係る業務」に含まれるものであり、これに顧客の預金情報を事前の同意なく利用することは本号の規定に反するおそれがあると考えられます。
59	第2項第1号イ	○ 非公開金融情報に該当しない情報（顧客の属性情報や協同組織金融機関の会員情報等）に基づいて、銀行等が保険募集を行う見込み先等をリストアップしたり、同情報を利用して顧客に連絡をする行為については本号の規制に違反しないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。ただし、同情報は個人情報に該当するので、個人情報保護法に則った取扱いが必要です。
60	第2項第1号イ	○ 顧客が外貨預金口座を開設している事実や1000万円以上の預金残高を有しているという事実は、非公開金融情報に該当するとの理解でよいか。	○ 顧客の預金の種類や残高などの情報は非公開金融情報に該当しますが、顧客が自行に預金口座を有している事実のみであれば、非公開金融情報には該当しないと考えられます。
61	第2項第1号イ	○ 「保険募集制限先」に対する保険募集を行わないことを確保するため、あらかじめ、銀行等が融資先データを基に、事業性資金融資先の従業員対象者データを除外したデータを作成し、電話等によるダイレクトセールスに利用することは、顧客同意を必ずする非公開金融情報の利用にあたるか。	○ 保険募集制限先を確認するために融資先データを利用すること自体は非公開金融情報の利用には該当しません。ただし、規制対象従業員を除く元となるデータを作成して保険募集に利用する場合には、非公開情報保護措置の対象となると考えます。
62	第2項第1号イ	○ 「顧客が銀行等生命保険募集制限先に該当するかどうかを確	○ 保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務には、

		認する業務」を明文で「保険募集に係る業務」から除外するのであれば、非公開金融情報の利用に係る顧客の同意を求め業務も、銀行等が個々の顧客に対して保険募集を行うに先立って履行すべき準備行為であり、同様の取扱いとするべきではないか。	顧客の同意の有無にかかわらず、顧客の非公開金融情報（事業に要する資金の貸付けの有無）の利用が必要であるため、明文で除外したものです。他方、非公開金融情報の利用に係る顧客の同意を求め業務には、非公開金融情報の利用が必要であるとは言えません。
63	第2項第1号口	○ 「顧客の生活」に関する情報とは、具体的にどのような情報を指すのか。顧客の家族に関する情報は非公開保険情報に該当するか確認したい。	○ 具体的には、以下の事項に関する情報を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族構成、交友関係 ・ 親子関係や婚姻関係に関する特別の情報（嫡出子でないこと、内縁関係であること等） ・ 家族の同居の有無（世帯主の別居等） ・ 生活保護や年金の受給状況 等
64	第2項第1号口	○ 保険契約の有無、又は保険料、保険金・給付金、解約返戻金若しくは配当金の有無及び金額に関する情報は非公開保険情報に該当するか確認したい。	○ 保険募集に係る業務において知り得たものであれば非公開保険情報に該当すると考えられます。
65	第2項第1号口	○ 顧客が保険に加入している事実は、非公開保険情報であるとの理解でよいか。	○ 顧客の加入している保険の内容は非公開保険情報に該当しますが、顧客が自行の取扱いで保険に加入している事実については、それのみであれば、非公開保険情報には該当しないと考えられます。
66	第2項第1号口	○ 銀行等が過去に販売した保険契約に関する情報を保険募集に用いることは、非公開保険情報の利用に当たらないと理解して良いか。	○ 銀行等が過去に販売した保険契約に関する非公表の情報は一般的に非公開保険情報に該当すると考えられます。なお、非公開保険情報を保険募集に係る業務に利用することは、本号口によって制限されていません。
67	第2項第1号口	○ 「保険募集に係る業務」で取り扱う顧客に関する情報が「非公開保険情報」とされているが、保険金請求の段階で知り得た「顧客の生活、身体又は財産その他の事項」に関する情報についてはこれに該当しないとの理解でよいか。	○ 非公開保険情報は、銀行等が保険募集で知り得た情報であり、保険金請求の段階で知り得た情報はこれに該当しないと考えられます。
68	第2項第1号口	○ 口の措置の趣旨は、「顧客の同意を得ることなく、保険募集業務において知った情報をその他の金融取引に利用しない」ということであると思われる。その趣旨から鑑みれば、ここで「職務上知り得た」は、「保険募集に係る業務で知り得た」ということを意味しているとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
69	第2項第2号	○ 指針の公表は、「金融分野における個人情報保護に関する	○ 顧客に対し十分な周知が図られる方法であれば良く、ご指

		ガイドライン」に準じて、ホームページへの掲載、ポスター等の店頭掲示、窓口等での書面の掲示・備付をして周知するという方法でよいか。	摘のような、HPへの掲載や保険の取扱いを行う全店舗での書面の掲示も有効な方法と考えられます。
70	第2項第2号	○ 銀行等が定める「情報の提供その他の事項に関する指針」の公表は、個別顧客への交付を求めるものではないことを確認したい。	○ 顧客に対して個別に書面を交付することを求める定めはありません。
71	第2項第3号	○ 責任者は、現在配置しているコンプライアンス責任者が兼務することができるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
72	第2項第3号	○ 法令等遵守総括責任者は、必ずしも取締役である必要はないと考えてよいか。	○ 法令上、取締役でなければならないという定めはありませんが、保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を職務として統括管理することができる者であることが必要と考えます。
73	第2項第3号	○ 法令等遵守責任者については、証券業務の「内部管理責任者」と同様に、販売行為を行えないのか。	○ 法令上そのような定めはありませんが、その趣旨に鑑みれば、自ら保険募集を行わない者になることが望ましいと考えます。
74	第2項第3号	○ 法令等遵守責任者・総括責任者は、生命保険募集人資格及び損害保険募集人資格を取得している者でなければならぬか。また、法令等に関する教育・研修を受けたこと等一定の要件を満たす必要はあるのか。	○ 法令上特段の資格要件はありませんが、その趣旨に鑑みれば、保険業や保険募集業務の法令や実務に精通していることが求められると考えます。
75	第2項第3号	○ 「他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位として行われている場合にあっては当該単位」としている趣旨は、現在銀行等がコンプライアンス担当者を配置している単位と同等の単位で本号の「責任者」を配置すればよいという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
76	第3項	○ 個人年金保険について、終身保険への変更を選択可能とする特約・特則を付加する場合には、本項に掲げる措置を講じる必要があるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
77	第3項	○ 本項第1号の融資先販売規制と第3号の担当者分離規制に関し、地域金融機関や協同組織金融機関については特例措置で緩和されているが、都市銀行に比べ圧力募集等の不公正募集が発生しにくいとは考えられない。	○ 特例地域金融機関については、主要銀行と比べ資金量や顧客層が小さいことや、地域密着の金融サービス提供の要請があることに鑑み、常時使用する従業員数20人超の企業の従業員に対しても保険募集を行えることとし、担当者分離措置についてもより厳格でない措置で代えることができるとす

			<p>る一方、生命保険・第三分野の保険募集に保険金額の制限を設けています。</p> <p>また、協同組織金融機関は、会員・組合員による相互扶助組織であることから、これらの者に対する最低限のサービスとして、保険募集を認める一方、生命保険・第三分野の保険募集に保険金額の制限を設けています。</p> <p>なお、モニタリング期間を通じて、これらの金融機関による不適切な保険募集が頻発することが明らかとなれば、規制の見直しを検討することとなります。</p>
78	第3項第1号	<p>○ 募集制限先が被保険者である場合も制限措置の対象とされているが、これは被保険者が保険料負担をしているなど実質的な保険契約者と言える場合に、当該被保険者に対し圧力をかける潜脱行為を禁止するためと思われる。したがって、「保険契約者又は被保険者」ではなく「保険契約者（被保険者が当該契約に係る保険料を負担している場合には当該被保険者）」とすべきではないか。</p>	<p>○ 銀行等生命保険募集制限先を被保険者とし、別に保険契約者を立てることによる規制の潜脱を防止するためには必要と考えられます。なお、保険募集上の行為規制（法第300条、規則第234条等）では「保険契約者又は被保険者」に対する行為を規制対象とすることが通例です。</p> <p>なお、弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。</p>
79	第3項第1号	<p>○ 銀行等が事業資金の融資先等を保険契約者又は被保険者とする新規解禁商品の保険募集について、手数料を得て行っではならないとする制限は、銀行等での保険契約の申込みを希望する多くの消費者の利便を損ねるものであり、こうした制限を設けるべきではない。</p>	<p>○ 銀行等がその融資業務等を通じた影響力を背景として、融資先に対し不適切な圧力募集を行うことを懸念する見方は強く、銀行等の保険募集に係る商品規制の撤廃には、融資先に対する保険募集の制限は必要な措置であると考えます。</p>
80	第3項第1号	<p>○ 新規解禁商品について、契約締結後、保険契約者又は被保険者が保険募集制限先であることが判明した場合に、手数料不払いとすることで保険会社が契約引受け可能かどうか確認したい。</p>	<p>○ 保険締結時の適切な確認手続によって保険契約者又は被保険者が保険募集制限先であることが確認できなかった場合には、該当しないものとして取り扱うことができます（事務ガイドライン1-15-4参照）。</p> <p>契約締結後に保険契約者又は被保険者が保険募集制限先であることが判明した場合でも、原則としてこの取扱いは変える必要はありませんが、そうした事例が多発する場合には、当該銀行等の保険募集制限先の確認手続の適切性が検証の対象となることとなります。</p>
81	第3項第1号	<p>○ 本号の措置は、顧客が保険募集制限先に該当することが判</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>

		明した場合に手数料を返還する態勢の整備を指し、保険契約の解除までは含まれないと理解して良いか。	
82	第3項第1号	○ 保険契約の締結時には保険募集制限先に該当しなかった顧客が締結後に該当することとなった場合は、当該保険契約に係る手数料を受領せず又は事後的に返還する態勢が求められる場合には該当しないと解してよいか。	○ 貴見のとおりです。
83	第3項第1号	○ 銀行等が個人事業主を保険契約者とする保険期間10年以下の平準払養老保険の契約が締結され、保険契約者がその後法人成りし、保険契約も法人契約として継続した場合であっても、当該保険契約に係る手数料を受領せず又は事後的に返還するなどの措置は求められていないと解してよいか。	○ 保険契約者が個人事業主であれ法人であれ、銀行等が事業に要する資金の貸付けを行っている場合には、ご指摘の保険契約の募集を手数料を得て行うことは認められません。
84	第3項第1号	○ 手数料を得て行うのであれば、保険募集制限先に対し保険募集を行ってもよいと解釈してよいのか。金融審議会答申の趣旨を踏まえれば、「募集制限先には募集を行ってはならない。ただし、やむを得ない場合には手数料を得ない措置をとる。」との趣旨を明確にすべきではないか。	○ 融資先への保険募集を手数料その他の報酬を得て行っはならないとしているのは、銀行等が不適切な圧力募集を行うのは、一般的には手数料の獲得を目的としたものであり、手数料の獲得を禁止すれば基本的には不適切な圧力募集は行われないと考えられるためです。したがって、特段の事情（手数料以外での報酬を得る場合等）がない限り、保険募集制限先である顧客に対し、手数料を得ないで保険募集を行うことは許されないものではないと考えます。こうした規制は、ご指摘の金融審議会の答申の趣旨に沿ったものであると考えます。
85	第3項第1号	○ 保険募集について「手数料その他の報酬を得て」行っはならないとする規制は、A) 違反時の罰則が手数料返還に止まる等、募集行為の禁止に比して緩やかになる、B) 表面的には対価のない潜脱的な行為が行われる、という弊害が懸念されることから、販売禁止先と認知した上での募集は禁止すべき。	○ 融資先への保険募集を手数料等を得て行っはならないとしているのは、銀行等が手数料目的で不適切な圧力募集を行うことを防止するためです。したがって、融資先に対し無償で保険募集を行う場合は、それが直ちに不適切な圧力募集となるとは考えにくいことから、規制対象とはしていません。 他方、手数料以外の形態で報酬が支払われる場合は規制対象であり、潜脱行為に対しては厳正に対応することとなります。
86	第3項第1号	○ 銀行等による保険募集制限先に対する新規解禁保険契約の募集について得てはならないとされる「手数料」には保険	○ 如何なる名目であれ、支払われる手数料が銀行等による保険募集制限先に対する新規解禁保険契約の新規募集に対す

		契約の継続に対して支払われるものは含まれないことを確認したい。	る報酬であれば本号の規制の対象となります。 他方、顧客が保険契約後に保険募集制限先に該当することとなった場合のように、銀行等が手数料を得て募集を行った既存の保険契約の更新契約の募集については、規制の対象外とされており、これに係る手数料を得ることが認められます。
87	第3項第1号	○ 銀行等生命保険募集制限先及び銀行等損害保険募集制限先に対する保険契約の締結の代理又は媒介については、手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じることとされているが、構成員契約規制についても同様の措置が適用されるのか。	○ ご指摘の措置は、構成員契約規制に影響を及ぼすものではありません。
889	第3項第1号	○ 「既に締結されている保険契約」とは、今後解禁される商品の募集を行うにあたり、契約当初は非募集制限先であった顧客が契約の更新・更改時には募集制限先に該当することとなっていた場合に関する規定との理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。明確化のため、規定を修正することとしました。
89	第3項第1号	○ 「既に締結されている保険契約の更新に係るものを除く」とある中で、「更新」とは、契約条件の変更を伴わない単なる契約期間の更新を指すのか。更新の際に保険金額の増額、特約追加を行うことは認められるか。	○ 原則として、契約条件の変更を伴わないものを想定していますが、例えば、契約者に無用の不利益が及ぶことを避ける必要から、団体定期保険契約で被保険者が増減する場合等契約内容の変更を含む更新を完全に排除する趣旨ではありません。
90	第3項第1号	○ 銀行等生命保険募集制限先に該当する企業が複数の保険会社との間で締結している団体保険契約又は団体年金保険契約を更新する場合において、銀行等が引受割合の変更に関与するときは、手数料その他の報酬を得て行わないことを確保する措置を講ずる必要があるとの理解で良いか。	○ 銀行等が、団体保険契約等の取扱いにおいて、自らの取扱割合を増加させる、又はその取扱い下の複数の保険会社の引受割合を変更するといった行為は、実質的に新たな保険募集と同等のものであると考えられます。したがって、こうした場合には、既契約の更新であっても、顧客が銀行等保険募集制限先に該当するときは、手数料その他の報酬を得て行わないことを確保する措置を講ずる必要があると考えられます。
91	第3項第1号	○ 保険募集制限先に対して銀行等が一般代理店と共同募集を行う場合には、保険会社が銀行等に対して手数料を支払うことはできないが、一般代理店に対してその業務内容に応じた適切な手数料を支払うことは許されると理解してよいか。	○ 手数料その他の利益が一般代理店を経由して銀行等に提供されるといった規制の潜脱行為がある場合を除き、貴見のとおりです。
92	第3項第1号	○ 新規解禁商品について、当初募集時には制限先でなかった	○ 貴見のとおりです。

		者が保険契約締結後に募集制限先に該当することとなった場合でも、銀行等が当該契約の更新の取扱いをすることは認められるとの理解でよいか。	
93	第3項第1号	○ 協同組織金融機関の会員・組合員が販売禁止先から除かれているが、これらの者への圧力販売の発生懸念は高く、全面禁止とすべき。	○ 協同組織金融機関は、会員・組合員による相互扶助組織であることから、これらの者に対する最低限のサービスとして、生命保険・第三分野については一定金額の範囲内で、保険募集は認めることとしています。 なお、モニタリング期間を通じて、協同組織金融機関の会員・組合員に対する不適切な保険募集が頻発することが明らかとなれば、規制の見直しを検討することとなります。
94	第3項第1号	○ 協同組織金融機関が、その会員企業の従業員を保険契約者として保険募集を行う場合は、銀行等保険募集制限先への保険募集に該当するのか。	○ 当該従業員が当該協同組織金融機関の会員又は組合員でない場合は、銀行等保険募集制限先に該当することとなります。
95	第3項第1号	○ 協同組織金融機関にとっての保険募集制限先については、影響力が及ばないとの考慮から、「組合員（同一の世帯に属する者を含む。）を除く」と整理されているが、組合員たる法人の従業員に対しても影響力が及ぶことはない。したがって、保険募集制限先から当該従業員も除くべきと考える。 また、地域社会生活・コミュニティ維持活動等において、各種の共同作業・行事が行われるが、当該活動への参加者に係る事故リスクを団体契約等の形態により付保することは合理的であり、参加者の利便にも適うものとする。 しかしながら、今般の整理案においては、「銀行等」と「当該参加者個々人の勤務先」との事業融資関係等に基づき、団体契約等の加入者となれない者が生ずる場合もあり得るものとなっている。 少なくとも全面解禁時には、団体契約等（団体が企業単位や地域社会活動単位に拠る場合）における保険募集制限については見直しをして頂きたい。	○ 協同組織金融機関の会員等であっても、融資を受けている場合には当該金融機関の影響力を受ける懸念は否定できないことから、原則として銀行等保険募集制限先に含まれるべきと考えられます。他方、会員等の相互扶助組織である協同組織金融機関の性格に鑑みれば、会員等に対する基本サービス又は福利厚生を禁止することは合理的ではないことから、その範囲内での保険募集を認めることとしたものです。したがって、融資先従業員に対しては、その者が会員等でない限り、保険募集は制限されることとなります。 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。
96	第3項第1号	○ 協同組織金融機関についてはその会員・組合員が保険募集制限先から除外されているが、労働金庫については、会員に加え、「間接構成員（会員を構成するもの）」（労働金庫法第	○ 今般の措置は、融資を受けていれば金融機関の影響力を受ける懸念は否定できないとされる中で、協同組織金融機関については、会員・組合員による相互扶助組織であるとの性質

		58条第2項第3号)についても除外すべき。	に配慮して、一定限度の範囲内で会員・組合員に対する保険募集を認めることとしたものです。 なお、弊害防止措置のあり方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。
97	第3項第1号	○ 融資を背景として次のような行為を行うことは禁止される潜脱行為と考えて良いか。その場合、どのような監督・監視により防止・摘発するのか確認したい。 A 銀行の適正化済子会社代理店等を通じた迂回募集 B 融資先個人事業主の家族等に対する募集 C 融資先企業の関連会社等に対する募集 D 融資先企業の関係会社等の従業員に対する募集 E 融資先企業に同業者団体等を形成させた団体保険の形態での募集	○ 左記のうちEについては、事務ガイドライン(1-15-4)において、特段の事情のない限り、実質的に当該法人等に対する保険募集とみなされるとしています。 その他のものについては、形式的には今般講ずることとしている融資先販売規制の対象とはなっていませんが、その具体的な状況が「信用供与の条件として保険募集をする行為その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為」(規則第234条第1項第6号)に該当する場合には、法令違反として行政処分の対象となります。金融庁としては、金融機関の監督・検査を通じてこうした法令違反の監視に努めていきます。 なお、モニタリング期間を通じて、左記の事例で多くの問題が生ずることが明らかとなれば、規制の見直しを検討することとなります。
98	第3項第1号	○ 今回導入される弊害防止措置(融資先販売規制、タイミング規制等)により、顧客が自らの意思で保険を購入しようと銀行等に来店した場合でも、その勤務先が当該銀行等の融資先であるとの理由で、保険募集を行えないケースが多々出てくると考えられる。このため、顧客の無用の混乱を未然に防ぐ観点からも、銀行等が規制によりこうした差別的な取扱いをせざるを得ない場合があることについて、当局として、国民への周知徹底に努めていただきたい。	○ 金融庁のホームページの活用等により、周知徹底を図ることとしたいと考えます。
99	第3項第1号	○ 募集制限先に該当するか否かは、申込時点における事業資金の借入残高の有無で判断する(残高がゼロの場合は該当しない。)ことでよいか。	○ 貴見のとおりです。ただし、申込時点において資金の貸付けの申込みが行われている場合には、規則第234条第1項第9号の規制の対象となることに留意が必要です。
100	第3項第1号イ	○ 「事業に必要な資金の貸付け」とは一般の貸付金及び手形割引のみを指し、支払承諾等は含まないと考えてよいか。	○ 貴見のとおりです。

101	第3項第1号イ	○ 「事業に必要な資金の貸付け（手形の割引を含む。）」には、その他の与信（例えば、貿易金融（ユーザンス、荷為替買取等）、事業保証、社債（含む私募債）の引受、コミットメントラインの設定）を含むと考えるべきか確認したい。	○ 貸出金（手形の割引を含む。）以外の形態での与信のみを受けている先は稀であり、あったとしても銀行等の影響力の及ぶ懸念の低い優良企業であると考えられます。したがって、ここでは、手形の割引を含む資金の貸付けのみに着目しています。
102	第3項第1号	○ 事業資金の定義は何か。各金融機関の定義に基づくのか。個人が借り入れるアパートローンはこれに該当しないか確認したい。アパートローン等の事業性の判断は、賃貸物件の複数保有や部屋数、不動産管理会社の保有等が基準となるのか。	○ 法人又は個人事業主が営む事業の運営や管理等のために反復継続的に必要となる様々な資金を言います。アパート賃貸物件に係る融資については、賃貸が業として行われているのであれば、事業の用に供するものに係る資金に該当することとなると考えられます。
103	第3項第1号イ	○ 融資先販売規制の対象として、「事業に必要な資金」と一律に整理されているが、農業者向け資金の中には、法律、条例等に基づき、国や地方公共団体の財政・金融上の措置を有する制度資金のほか、貸付決定に際し地方公共団体等の関与のある農業資金等が存在しており、圧力募集との関連から整理された今般の制限措置を農業者向け資金一律に適用されることは適当ではないと考える。 ついては、これら農業資金の借入先に関しては、融資先販売規制の対象外としていただきたい。	○ ご指摘を踏まえ、資金の貸付けの決定に関し農協の裁量の余地が少ないと認められる農業資金の借入先については、農協独自の融資がある場合を除き、保険募集制限先の対象外とすることとしました。
104	第3項第1号	○ 「事業に必要な資金の貸付けを行っている場合」の判断基準について確認したい。例えば、過去に融資の取引があったものについては、どれほどの期間を確認する必要があるか。	○ 原則として、現に貸付けを行っている場合を想定しています。
105	第3項第1号ロ	○ 事業を行う個人の定義如何。	○ 被用者としてではなく、自ら事業を営む者をいいます。原則として、銀行等が事業資金の貸付けを行う個人と同様と考えられます。
106	第3項第1号ハ	○ 「常時使用する従業員」の定義は何か。代表権のない役員、監査役、パート・アルバイト、派遣職員は含まれるか。また、正社員であっても海外赴任中、長期休暇中、他社に出向中の者は除かれるのか	○ 「常時使用される従業員」は、中小企業基本法の規定を援用しており、2カ月を超えて使用される者で、当該企業の通常の従業員と概ね同等の勤務形態を有する者を言います。なお、役員、監査役は従業員に含みません。
107	第3項第1号ハ	○ 銀行等募集制限先の従業員数について、いつの時点の従業員数により判断を行うべきか。保険募集時の従業員数で問題	○ 保険募集時に把握している従業員数により判断することで、差し支えありません。

		ないか。	
108	第3項第1号ハ	○ 銀行等募集制限先の従業員数について、中途増額や保険の更新の際にはその時点での確認が必要か。	○ 保険契約の更新については、保険契約者等が新規募集後に保険募集制限先になった場合でも銀行等による取扱いに制限はないので、再確認は必ずしも必要ありません。 他方、中途増額については、増額部分が新規募集と見なされ、その時点で保険契約者等が保険募集制限先であれば、本項各号の規制の対象となることから、その時点での確認が必要となります。
109	第3項第1号ハ	○ 融資先規制にある常時使用する従業員数の確認は、その時点で銀行が保有している融資先情報により行えばよいか。	○ 従業員数は保険募集時のものと考えて差し支えありません。銀行等募集制限先の確認については、保険募集の過程で顧客から得た情報と、その時点において銀行等が把握している融資先情報とを照合して行うことを想定しています。
110	第3項第1号ハ	○ 従業員への保険募集が禁止される企業の規模については、中小企業基本法に定める「中小企業者」を前提に設定すべき。また、企業の規模の判定基準となる「常時使用する従業員の数」は正規従業員数とするべき。	○ 従業員への保険募集の制限については、銀行等の保険募集による利便性の向上等のメリットと銀行等の融資先企業の従業員に対する圧力募集の懸念等のデメリットを勘案し、中小企業基本法による「中小企業者」の基準も参考に、原則として常時使用する従業員数が50人以下の事業者を対象とすることとしています。 「常時使用する従業員」としているのは、中小企業基本法の運用に当たり、銀行等がその数を把握していると考えられるためです。なお、総務省統計（平成13年）によれば、常時使用する従業員数50人未満の企業は、事業所数で97%、従業員数で62%となっています。
111	第3項第1号ハ	○ 小規模事業者の役員及び従業員について、小規模事業者たる労働組合の組合員は該当しないと考えるよいか。	○ 当該組合員が労働組合の役員又は従業員である場合には、原則として該当することとなります。
112	第3項第2号	○ 「銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼす」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。銀行等の商品戦略や販売政策を制限するような規定ではないことを確認したい。	○ 例えば、銀行等が委託を受けている保険会社が破綻した場合には、当該銀行等にもその影響（風評リスク等）が及び、当該銀行等が行う保険募集業務のみならず、保険募集以外の業務も影響を受ける事態等を想定しています。 このような事態を招くことのないよう、銀行等が保険募集に係る業務の委託を受けるに当たり留意すべき要素を事務ガイドライン上明示しており、銀行等の商品戦略や販売政策

			を制限するような趣旨のものではありません。
113	第3項第3号	<p>○「事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」の範囲をあきらかにしてほしい。例えば、以下の者は含まれないと考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の業務を統括する管理職 ・ 支店長等の融資決裁権限を有する上位職制者 ・ 直接の担当ではないが臨時的に対応することがある者 ・ 単に一般的な融資制度の説明を行う可能性があるに留まる者 ・ 事業資金の借入れの相談や借入れ手続の取次ぎを行う者 	<p>○ フロントラインで常態として融資に係る応接業務を行う融資担当者や渉外担当者を想定しています。他の業務を担当していても実際に融資に係る応接業務を中心に行っている者は管理職であっても含まれますが、当該業務を統括するだけの管理職や臨時的に対応する者を含むことは想定していません。</p> <p>なお、銀行等の支店長は、通常、常態として融資に係る応接業務を行っている訳ではなく、また、その幅広い権限・業務の一部を制限することは現実的ではありません。このため、支店長は原則として「応接する業務を行う者」に該当しないと考えられます。</p>
114	第3項第3号	<p>○「その使用人のうち」とあるが、対象を「使用人」に限定せず「役員」も含めるべきではないか。</p>	<p>○ 通常、常態として融資に係る応接業務を行っている訳ではなく、また、その幅広い権限・業務の一部を制限することは現実的ではないと考えられることから、担当者分離の規制の対象外としています。</p> <p>なお、モニタリング期間を通じて、多くの問題が生ずることが明らかとなれば、規制の見直しを検討することとなります。</p>
115	第3項第3号	<p>○ 本規制は、「事業資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」と「新規解禁商品の募集担当者」の分離を求めているのであり、保険募集人は、事業資金の貸付先に対し、預金業務その他の事業資金の貸付けに関する業務以外の業務を行ってよいとの理解でよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
116	第3項第3号	<p>○「事業資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」が、担当している融資先から新規解禁商品に係る照会等を受けた場合に、その場では一般的な商品説明を行うに留め、実際の募集行為は、後刻、新規解禁商品の募集担当者が別途行うことは問題ないと考えてよいか。</p>	<p>○ 当該商品説明が保険募集に該当しない範囲のものであれば問題ないと考えます。</p>
117	第3項第3号	<p>○ 本条第1項第1号に規定する住宅の建設、購入若しくは改良に係る貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が保険募集を行うことは、本号の規定の趣旨に反しないと理解し</p>	<p>○ 住宅の建設等に係る貸付けのうち、事業資金の貸付けに該当しない住宅ローン等に関して顧客と応接する業務を行う者が保険募集を行うことは、本号の規定の趣旨に反しませ</p>

		てよいか。	ん。 なお、事業資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者であっても、本条第1項第1号の住宅関連信用生命保険等の既解禁商品の保険募集はできることとされています。
118	第3項第3号	○ 本号では、融資担当者が「保険募集」を行わないことを確保すべきとしているが、保険募集に関する相談・苦情対応、保険事故発生時の顧客対応等の業務を行うことは認められると理解して良いか。	○ 当該担当者が行うべきでないのは、新規解禁商品の保険募集に係る業務であり、ご指摘の業務について特段の制限は設けられていません。
119	第3項第3号	○ 本条第4項に規定する特例地域金融機関であっても、本号の原則通り「顧客と応接する業務を行う者が、保険募集を行わないことを確保するための措置」を講じることは認められるか。	○ 貴見のとおりです。
120	第3項第3号	○ 本号の措置で、融資業務を行う使用人が保険募集業務を行わないとされるのは、当該使用人が直接対応する事業者に対してのみであって、他の融資業務の使用人が担当している事業者に対しては含まれないことを確認したい。	○ 本号の措置は融資業務の担当者を保険募集業務から分離する趣旨のものであり、融資業務の担当者は如何なる者に対してであれ新規解禁商品の保険募集業務を行わないことが想定されています。なお、特例地域金融機関については、当該措置に代わるものとして、ご指摘のような措置を採ることを認めることとしています。
121	第3項第3号	○ 「応接する業務を行う者」による保険募集は無登録募集（法第275条違反）となるのか。	○ 本号の措置は銀行等が新規解禁商品の取扱いをする場合に、事業資金の融資に関して顧客と応接する業務を行う者が保険募集を行わないようにすることを求めるものです。ここに言う「保険募集」は、原則として法第275条の「保険募集」と同じものですが、本号の措置は銀行等に対して求められるもので、「応接する業務を行う者」による保険募集が直ちに同条違反の無登録募集となる訳ではありません。
122	第4項	○ 特例地域金融機関は、事業資金貸付先が常時使用する従業員又は当該法人の役員に対して新規解禁保険契約の募集を行う場合には、当該事業資金貸付先の常時使用する従業員数が50人を超える場合であっても、生命保険、第三分野保険の募集を小口に限る必要があるように読める。しかし、常時使用する従業員の数が50人を超える事業者が常時使用する従業員又は当該法人の役員は、メガバンクが保険募集を行う	○ ご指摘のとおり、特例地域金融機関は事業に要する資金の貸付先が従業員数50人以上の場合であっても、その従業員・役員に対する生命保険、第三分野保険の募集を小口に限る必要があります。これは、特例地域金融機関が特定の適用を受けない場合のような厳格な保険業務と融資業務の分離措置（本条第3項第3号）を講ずることが求められていないこと等を勘案したものです。

		<p>場合ですら圧力募集のおそれが小さいとして保険募集制限先から除外したのだから、特例地域金融機関によるこれらの者に対する保険募集を小口に限るのは規制として不均衡であり、法文を修正すべきではないか。</p>	
123	第4項	<p>○ 本項に基づき募集指針に定める1000万円の限度は、融資先の役員・従業員を保険契約者とする場合に限り定め、適用すればよいことを確認したい。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
124	第4項	<p>○ 特例地域金融機関の融資先法人又は個人事業者の従業員又は役員以外の者に対する保険契約の締結の代理又は媒介については、小口（1000万円以下）に限定されないという理解でよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
125	第4項	<p>○ 本項は、特例地域金融機関は、事業資金貸付先が常時使用する従業員又は当該法人の役員を「保険契約者として」保険募集を行う場合と規定しているが、これらの者を「被保険者として」小口に限った生命保険、第三分野保険の募集を手数料を得て行うことが認められることを確認したい。</p>	<p>○ 本項は、特例地域金融機関が事業資金の融資先の従業員・役員を「被保険者として」保険募集をすることについては特段の定めをしていません。</p>
126	第4項	<p>○ 「保険契約者一人当たり」保険金額が1000万円までに限るとされているが、事業を行う個人又は法人を保険契約者とし、常時使用する従業員又は役員を被保険者とする保険契約については、「被保険者一人当たり」の限度額として取り扱うとしても問題はないか。</p>	<p>○ 特例地域金融機関であっても、事業に必要な資金の貸付を行っている法人や個人を保険契約者とする保険契約の募集を手数料を得て行うことは認められません。</p>
127	第4項	<p>○ 銀行は顧客に対しその勤務先への融資の有無を告知できないため、当該融資はない又は有無を知らないと申告した融資先の役員・従業員から保険契約の申込みを受けた際に、特例地域金融機関は通計限度額を超えることを理由にそれを拒絶することはできない。したがって、実務上は、顧客から融資先の役員・従業員である旨の申告を受けた場合に限り、当該顧客の通計限度額について確認し、その範囲内で取り扱うということによいか。</p> <p>この場合、顧客からの申告はなかったものの、申込み受け後に、銀行の保有する情報との照合により融資先の役員・従業員であることが判明し、かつ通計限度額を超えていた場</p>	<p>○ 顧客が融資先の役員・従業員に該当するか否かは、顧客から得た情報と銀行等有する情報とを照合する方法が基本となります。保険分野毎の保険金額の合計を超える場合の取扱いについては、銀行等と保険会社で適切な手順を設けることが求められます。また、顧客に関し適切な事前の識別方法がない場合には、顧客が融資先の役員・従業員であるか否かにかかわらず、保険募集を1000万円の限度で行うと募集指針に定めることも考えられます。</p> <p>いずれにせよ、募集指針の定め反する募集行為はルール違反の行為であり、銀行等において適切な対応（原因究明及びそれを踏まえた再発防止策の策定等）が行われるべきもの</p>

		合には、どのように対処すべきか。	です。また、こうした行為が頻発すれば、募集指針の「実施のために必要な措置」の適切性を検証して、その結果に基づき、当該銀行等に対する行政上の処分を検討することとなります。
128	第4項	○ 特例地域金融機関となるための手続きは、保険募集指針に、融資先の法人若しくは個人事業者の従業員又は融資先法人の役員に対して、保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合は、小口（1000万円以下）に限定する旨の定めを記載すれば足りるとの理解でよいか。	○ 本条第2項第2号の保険募集指針に当該定めを記載し、公表し、その実施のために必要な措置を講じることが必要となります。
129	第4項	○ 地域金融機関が特例地域金融機関となるための募集指針への定めの記事及び削除は随時可能と考えてよいか（当初は定めをせずに数年後に定めをすること、及び一旦定めをした後にそれを数年後に削除すること等は可能か。）。	○ 地域金融機関が特例地域金融機関となるための募集指針への定めについては、各銀行等の経営判断によって記載又は削除が行われるべきものと考えますが、その的確な実施や一般への周知の必要性に鑑みれば、短期間での改変は適当ではないと考えられます。
130	第4項第1号	○ 「人の生存又は死亡に関する保険」には既解禁商品（年金等）は含まれないと解するが、その旨を明確に規定するべきではないか。	○ 本項は「第1項第4号又は第6号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合」に関する規定であり、保険金額の合計限度の計算に上記以外の保険契約を加味しないことは明らかであると考えられます。
131	第4項第2号	○ 「疾病又は傷害の治療を受けたこと」に対し保険金を支払う保険は、本号に該当するとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
132	第4項第2号	○ 医療保険やがん保険の入院給付金は入院日数に応じた金額が支払われるため、保険金額は一定ではないが、こうした保険も給付金額の計算基礎となる日額が一定であれば、「一定額の保険金を支払う」保険と考えてよいか。	○ ご指摘の医療保険やがん保険も「一定額の保険金を支払うこと又は…人の損害をてん補すること」を約する保険に該当します。
133	第4項第2号	○ 本号は主に疾病にかかったことを事由としているが、災害入院給付金や少額の死亡保険金等も含む医療保険も新規解禁契約の対象の第三分野保険と考えてよいか。	○ 疾病にかかったこと等を事由とする医療保険契約は、先行解禁商品には含まれていません。本号は、基本的に、銀行等が全ての保険商品を取り扱えるようになった場合を想定した規定です。
134	第4項、第5項	○ 協同組織金融機関や特例地域金融機関について本来販売禁止先である者への販売を認める例外措置を認めることは反対。仮に認める場合でも、その限度額は第一分野、第三分野合計で1000万円とするべき。	○ 協同組織金融機関は、会員・組合員による相互扶助組織であることから、これらの者に対する最低限のサービスとして、生命保険・第三分野については一定金額の範囲内で、保険募集は認めることとしています。その保険金額の限度につ

			<p>いて、生命保険分野と第三分野の各々で 1000 万円としたのは、損害保険代理店となって第三分野のみ取り扱う場合との整合性に配慮したものです。</p> <p>また、特例地域金融機関については、主要銀行と比べ資金量や顧客層が小さいことや、地域密着の金融サービス提供の要請があることに鑑み、生命保険・第三分野については一定金額の範囲内に限り保険募集を行う場合には、常時使用する従業員数 20 人超の企業の従業員に対しても保険募集を行えることとしています。</p> <p>なお、モニタリング期間を通じて、協同組織金融機関の会員・組合員に対する不適切な保険募集が頻発することが明らかとなれば、規制の見直しを検討することとなります。</p>
135	第 4 項、第 5 項	○ 保険契約者一人当たり保険金額 1000 万円の制限は、保険募集代理店に対する制限か、当該代理店に募集を委託した引受保険会社に対する制限か確認したい。	○ 規則第 211 条から第 211 条の 3 までの規制は、保険募集人又は保険仲立人である銀行等に対するものです。
136	第 4 項、第 5 項	○ 保険金額 1000 万円の制限が引受保険会社に対する制限である場合、その限度には期限が設定されていると理解して良いか。	○ 本項の規制は、保険募集人又は保険仲立人である銀行等に対するものです。
137	第 4 項、第 5 項	○ 保険募集代理店に対する制限である場合、1000 万円まで販売した顧客に対しては追加して商品提供ができなくなり、後から当該銀行等を保険募集代理店として登録しようとする保険会社の商品提供機会を奪うものではないか。	<p>○ 本項に基づく制限は、特例地域金融機関の営業形態等や協同組織金融機関の組織の性格等に配慮してその保険募集制限の範囲を緩和する一方、保険契約者等に対する弊害の可能性を考慮して設けることとしたものです。</p> <p>なお、弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。</p>
138	第 4 項、第 5 項	○ 顧客ニーズの多様化に伴い保険商品の保障内容は多様化しており、また、保険金その他の給付金の支払いは将来あるいは長期に及ぶものもあることから、それを単純に合算した金額を上限とすることは適切でない。	○ 保険契約者一人当たりの保険金額に限度を設けるのは、万が一弊害が顕在化した場合に保険契約者等が被る被害を限定するためであり、保険商品の保障内容の多様化にも配慮して、保険分野毎に設定することとしています。
139	第 4 項、第 5 項	○ 保険募集の通計限度額は分野毎とされているが、今後の全面解禁を見据え、保険種目毎とすべきではないか。	○ 保険契約者等の保護の観点から、現時点では保険分野毎に限度額を設けることが適当と考えられます。
140	第 4 項、第 5 項	○ 1000 万円の算定方法について、入院や通院等に関する日	○ 現時点では、日額給付の保険については原則として給付日

		<p>額給付の場合の通算方法はどうか。</p> <p>医療保険について定める入院日額×給付限度日数や手術時の一時金の保険金額は、あくまでも支払い限度額であり、保険事故発生時に必ず支払われる保険金額ではない。よって支払限度額の総計で通算保険金額を計算する方法は不合理なのではないか。</p>	<p>額と給付限度日数の積を保険金額として計算することを想定していますが、具体的な詳細については、全面解禁時までさらに検討を行う必要があると考えます。</p>
141	第4項、第5項	<p>○ がん保険などでは、入院限度日数を無制限としているものが多数あり、通算することは困難ではないか。</p>	<p>○ ご指摘の給付限度日数がない場合等、具体的な詳細については、全面解禁時までさらに検討を行う必要があると考えます。</p>
142	第4項、第5項	<p>○ 第三分野商品は実体として実損填補タイプに近く、第一分野商品と同様に定額の上限設定をすることは合理的でない。</p> <p>また、支払総額に上限を設けることは、長期入院患者等に対して不十分な保障の提供にしかならない。特に、1000万円の上限は、現在民間生命保険会社が開発した医療保険、がん保険の大部分の販売を認めない過剰規制であり、撤廃すべき。</p>	<p>○ 保険金額1000万円の制限は、特例地域金融機関の営業形態等に配慮してその保険募集制限の範囲を緩和する一方、保険契約者等に対する弊害の可能性を考慮して設けることとしたものです。</p> <p>なお、ご指摘のがん保険、医療保険は先行解禁の対象となっていないことから、全面解禁までは当該規制が課されることにはなりません。いずれにしても、弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。</p>
143	第4項、第5項	<p>○ 「保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額」の算定にあたり、死亡保険金と高度障害保険金のように選択的に支払われるものについては、その高額な方を対象とするとの理解でよいか。</p>	<p>○ 選択的に支払われる保険金を累計する必要はなく、貴見のとおり、高額なものを対象とすることで差し支えありません。</p>
144	第4項、第5項	<p>○ 新規解禁保険商品が外貨建である場合、小口かどうかの判断に当たり保険金額を如何なる方法で算定すべきか確認したい。</p>	<p>○ ご指摘の点に関しては特段の定めはありませんが、保険募集に関する規制であることに鑑みれば、契約締結時に適切なレート等を用いて換算すれば足りると考えられます。</p>
145	第4項、第5項	<p>○ 「保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額」の算定にあたり、保険金額等が逦増・逦減する保険契約の場合は約定した最高保険金額を指すとの理解で良いか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
146	第4項、第5項	<p>○ 小口かどうかの判断基準時は、保険契約の成立時であることを確認したい。例えば、保険契約の成立時点で保険金額が1000万円以内であれば、保険期間中の配当による買増、運用成果、払済保険への変更等に基づき保険金額が1000万円</p>	<p>○ 保険期間中に保険金額が増額する可能性がある保険契約については、例えば、規則第74条第1号の変額保険については、その性質を踏まえた特例を定めています。この他の方式のものについては、小口制度の趣旨を踏まえ、個別に検討</p>

		を超える可能性があるとしても、特例地域金融機関としての適格性を欠くものではないとの理解でよいか。	する必要がありますが、基本的には、実質的に新規契約となるものや当初の保険金額に比して大きく増額されるものでなければ許されうものと考えられます。
147	第4項、第5項	○ 複数の金融機関が事業に必要な資金の貸付けを行っている場合には、1000万円という限度額は、それぞれの金融機関毎に適用されることで良いのか確認したい。	○ 貴見のとおりです。
148	第4項、第5項	○ 1000万円限度額の通計に関して、代理店分担や他の募集人との共同取扱いでの保険募集の場合は、当該銀行等の取扱い割合分を算入することでよいか確認したい。	○ 貴見のとおりです。
149	第4項、第5項	○ 特例地域金融機関や協同組織金融機関は、小口（1000万円以下）に限定しなければならない保険契約者を名寄せして管理しなければならないのか。	○ 名寄せ管理を義務付けるものではありませんが、銀行等において適切に管理する必要があります。
150	第4項、第5項	○ 通算保険金額の限度額のチェックはどのように行うのか。保険会社も銀行等もチェックは不可能ではないか。	○ 銀行等は自らが取り扱った顧客の保険契約は引受保険会社が複数の場合でも把握可能であり、原則として銀行等において顧客毎の限度額の管理が必要となります。また、こうした銀行等の業務が適切に行われているがどうかについては、保険募集に係る業務を委託する保険会社にもその適切性の確保に努める必要があると考えます。
151	第4項、第5項	○ 特例地域金融機関や協同組織金融機関は、手数料その他の報酬を得て行う保険募集か否かにかかわらず、1000万円を超える保険募集を行わないための措置を講じる必要があるとの理解でよいか。	○ 特例地域金融機関や協同組織金融機関は、有償・無償にかかわらず、事業資金の融資先の従業員等を保険契約者として、生命保険・第三分野の各々で保険契約者一人当たり保険金額1000万円を超える新規解禁商品の保険募集をしない旨を保険募集指針に定め、公表し、実施のために必要な措置を講じなければならないこととしています。
152	第4項、第5項	○ 新規則第211条第1項第2号の個人年金保険契約に入院医療特約を付保した場合には、その特約部分は本項の通計限度額の対象となるとの理解で良いか。	○ 個人年金保険に付された入院医療特約についても、本条第4項、第5項に定める保険契約者一人当たりの保険金額等の合計額の算入対象となります。この趣旨を明確化するため、本条第4項等の規定を修正することとしました。 なお、疾病に起因する入院医療特約は、先行解禁商品に含まれていないため、全面解禁時まで銀行等が保険募集することはできません。
153	第4項、第5項	○ 一人当たりの保険金その他の給付金の額において「当該保	○ 傷害保険や個人賠償保険については、本項各号の保険では

		<p>険に係る保険契約に付される特約に基づき支払われるものを含む。」との規定があるが、本規定が適用されると、傷害死亡や個人賠償等、保険金額の比較的大きな特約による保険金額も通算対象となり、契約者ニーズにあった商品設計が出来なくなる。「第4項第2号に掲げる事由により保険金その他の給付を約するものに限る」といった限定をすべきではないか。</p>	<p>なく、保険金額規制の対象外であるため問題はないと考えますが、ご指摘を踏まえ、規定の明確化を図ることとしました。</p>
154	第4項、第5項	<p>○ 募集指針に定めた1000万円の限度額を超えて保険募集をしてしまった場合、どのような対応が必要か。「手数料を得ない」といった規定はないが、何らかの措置が必要か。</p>	<p>○ 募集指針の定めに対する募集行為はルール違反の行為であり、銀行等において適切な対応（原因究明及びそれを踏まえた再発防止策の策定等）が行われるべきものです。また、こうした行為が頻発すれば、募集指針の「実施のために必要な措置」の適切性を検証して、その結果に基づき、当該銀行等に対する行政上の処分を検討することとなります。</p> <p>なお、原則として当該保険募集に係る保険契約の有効性に影響はありません。こうした募集指針の定めに対する保険募集に係る手数料の取扱いについては、保険会社と当該銀行等の間の契約問題と考えられます。</p>
155	第4項、第5項	<p>○ 例えば、特例地域金融機関である銀行等による保険募集に応じ、保険金額1500万円の保険契約を締結した者（販売制限先でない者）が、当該銀行等の融資先に転職した場合、すでに締結した1500万円の保険契約はどのように扱うことになるのか。</p>	<p>○ 基本的に、当該保険契約の効力や取扱いに変更は必要ありません。また、手数料を得て当該保険契約を更新することも可能です。</p> <p>ただし、当該銀行等の保険募集制限先となった後の当該銀行等による新たな保険募集（中途増額や特約追加を含む。）に対しては本条第4項の制限が適用されます。なお、既契約を中途増額する場合には、増額後の額が保険金額と見なされます。</p>
156	第4項、第5項	<p>○ 保険募集制限先に該当しない顧客が例えば2000万円の保険契約に加入した後に募集制限先に該当するようになる場合がある。このような場合には、募集制限先に該当する前に契約申込みを受け付けた2000万円の保険契約については1000万円の保険金額通算の対象には含まれず、募集制限先に該当することとなった後に契約申込みを受け付けた保険契約の保険金額のみを合算すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。ただし、融資先顧客に1000万円を超える保険募集をするため、一時的に借入れを返済させるといった潜脱行為は不適切なものであり、こうした行為に対しては規則第234条第1項第9号違反による処分の可能性も含め、厳正に対応すべきものと考えます。</p>

157	第5項	<p>○ 本項に基づき募集指針に定める1000万円の限度は、融資先法人及びその代表者、融資先個人事業者並びに融資先の役員（代表者を除く）・従業員を契約者とする場合に限り定め、融資先法人及びその代表者、融資先個人事業者並びに融資先の役員（代表者を除く）・従業員を契約者とする契約を募集する場合に限り適用すればよいことを確認したい。</p>	<p>○ 本項の規制は、協同組織金融機関が、①融資先法人及びその代表者、②事業資金の融資先個人事業者、③融資先の小規模事業者の常時使用する従業員及び役員に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として保険募集を行う場合に関するものです。</p>
158	第5項	<p>○ 本項は、協同組織金融機関は、保険募集制限先に該当する会員又は組合員を「保険契約者として」保険募集を行う場合と規定しているが、これらの者を「被保険者として」小口に限った生命保険、第三分野保険の募集を手数料を得て行うことが認められることを確認したい。</p> <p>あるいは、協同組織金融機関がこれらの者を「被保険者として」保険募集を行う場合には小口の範囲を超えて、手数料を得て保険募集を行うことが可能である旨を規定したものと解釈してよいか。</p>	<p>○ 本項は、協同組織金融機関が保険募集制限先に該当する会員又は組合員を「被保険者として」保険募集をすることについては特段の定めをしていません。</p>
159	第5項	<p>○ 協同組織金融機関の法人会員の従業員も募集制限先の対象から外すべきではないか。</p>	<p>○ 協同組織金融機関の会員等であっても、融資を受けている場合には当該金融機関の影響力を受ける懸念は否定できないことから、原則として銀行等保険募集制限先に含まれるべきと考えられます。他方、会員等の相互扶助組織である協同組織金融機関の性格に鑑みれば、会員等に対する基本サービス又は福利厚生を禁止することは合理的ではないことから、その範囲内での保険募集を認めることとしたものです。したがって、融資先従業員に対しては、その者が会員等でない限り、保険募集は制限されることとなります。</p> <p>なお、弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに今回の措置等の実効性を十分に検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。</p>
160	第5項	<p>○ 募集制限先に該当するため会員特例により1000万円の通算保険金額の制限内で保険に加入していた顧客が、その後募集制限先に該当しなくなる場合がある。このような場合には、当該顧客からは通算保険金額の制限なく保険契約の申込みを受け付けられるようになるとの理解でよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>

161	第5項	○ 協同組織金融機関の場合、指針に、「特例措置金融機関に関する特例」および「協同組織金融機関に関する特例」の両方についての記載を行えば、双方の特例措置の適用が可能との理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
162	第6項	○ 本条第1項第2号の個人年金保険契約に第4号の内容の保険特約を付した保険契約の募集を銀行等が行う場合は、第3項各号に掲げる弊害防止措置を講ずる必要があるとの理解で良いか。	○ 当該保険特約が主契約の内容と関連性が高く、かつ、その保険料・保険金額が主契約と比して妥当なものである場合は必要ありませんが、そうでない場合には当該弊害防止措置を講ずることが必要です。
163	第6項	○ 本条第1項第2号の個人年金保険契約に第4号の内容の保険特約を中途付加する場合、銀行等が取り扱うときは同条第3項各号に掲げる弊害防止措置を講ずる必要があるが、銀行等ではない生命保険募集人が取り扱うときは当該弊害防止措置を講ずる必要はないとの理解で良いか。	○ 本条は銀行等である生命保険募集人ができる保険募集の範囲について定めるもので、銀行等でない生命保険募集人による取扱いについて、特段の制限を課していません。
164	第6項	○ 本条第1項第4号イの一時払終身保険契約に関し、保険契約締結後、銀行等ではない生命保険募集人の取扱い又は生命保険会社の直扱いによって、終身の死亡保障に代えて、被保険者のために積み立てられている額を介護割増年金を含む年金形式で受け取ることができる方法に移行することができる保険特約を中途付加することについて特段の制限はないとの理解で良いか。	○ 本条は銀行等である生命保険募集人ができる保険募集の範囲について定めるもので、銀行等でない生命保険募集人による取扱いについて、特段の制限を課していません。
165	第6項	○ 本条第1項第4号イ、ロに規定する保険契約に関し、保険契約締結後、銀行等ではない生命保険募集人の取扱い又は生命保険会社の直扱いによって、災害・疾病関係の保険特約を中途付加することについて特段の制限はないとの理解で良いか。	
166	第6項	○ 終身保険及び養老保険に付される保険料免除特約や傷害・災害保障特約は、本号に規定する、主契約の内容と関連性が高く、その保険料・保険金額が主契約に比して妥当なものに該当すると理解して良いか。	○ ご指摘の特約が本号柱書きの特約に該当するか否かについては、主契約及び当該特約の具体的な内容や保険料・保険金額に基づき個別に判断する必要があると考えられます。
167	第6項	○ 個人年金保険契約の既契約者に対して、契約保全活動の一環として、手数料の收受を伴うことなく、個人年金保険の年金支払に代えて年金支払開始日以降も運用期間が終身にわ	○ 銀行等が個人年金保険契約に終身保障特約を付加する契約の締結の代理・媒介を行うためには、規則第211条第3項各号の要件を満たす必要があります。

		<p>たつて継続される特約の付加サービスを行うことは、規則第211条第3項の弊害防止措置の適用を受けない理解してよいか。</p>	<p>このうち、同項第1号の要件は「手数料その他の報酬を得て」保険募集を行わないことを確保する措置を求めており、手数料の收受を伴わなければ基本的にこれを満たすこととなりますが、保険募集手数料以外の名目や方法で当該募集に対して実質的に報酬が支払われれば、当該要件に反することとなります。</p>
--	--	--	--

<規則第211条の2関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1項第1号	<p>○ 銀行等からの借入金が充当されることが「確実なもの」との規定が追加されているが、例えば、次のような場合は「銀行等からの借入金が充当されることが「確実なもの」と判断して保険募集を行うことが可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行等と当該融資に係る金銭消費貸借契約を締結している場合 ・ 銀行等から当該融資に関し書面による融資決定通知を受領している場合など銀行等が融資を承認したことが明らかかな場合 	<p>○ 住宅建設の取引慣行又は金融機関側の事務手続き上の問題から、住宅の引渡しや住宅ローンの実行前に行われるケースがあります。このような場合にも火災保険を付保する必要がありますが、現行の規定では、これができることが明らかでなかったことから、今般の府令改正により明確化することとしたものです。</p> <p>これにより、例えば、ご指摘の場合以降であれば、「銀行等からの借入金が充当されることが確実」と認められ、住宅ローンの実行前であっても住宅関連火災保険を付保することができることが明確になりました。</p>
2	第1項第1号	<p>○ 賃貸アパートのオーナーが当該アパートの一部に居住する場合、当該建物の火災保険契約に、災害時の家賃補償や建物施設に起因する賠償責任等の特約を付帯することができるか。</p>	<p>○ 主契約が住宅関連長期火災保険である場合には、当該主契約に付加する保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、主契約に比し保険料・保険金額が妥当なものである必要があります。災害時の家賃補償や建物施設に起因する賠償責任等の特約については、保険料・保険金額が主契約に比して妥当なものであれば、基本的にこれらの要件を満たしていると考えられるため、付加できると考えます。</p>
3	第1項第1号	<p>○ 賃借人の居住の用に供する物件（契約者が住宅ローン借入者で副業的に賃貸をしている物件）については、本号に基づく火災保険契約として既存の弊害防止措置のみの適用を受けるとの理解でよいか。</p>	<p>○ 副業であるか否かにかかわらず、賃貸が業として行われているのであれば、賃貸物件については、事業の用に供するものであると考えられます。</p>
4	第1項第1号	<p>○ 住宅ローンの返済完了後に、同物件に関する火災保険契約を締結する場合については本号に掲げる保険契約（既存の弊害防止措置のみの適用を受ける住宅ローン関連火災保険）に該当するののか。</p>	<p>○ 本号の保険契約は住宅ローンの存在を前提とするものであり、その返済後に締結する保険契約は本号の保険契約には該当しません。</p>
5	第1項第1号	<p>○ 住宅ローンの返済完了後に、当該住宅ローン関連で締結した本号の保険契約の更改契約を行うことは可能との理解でよいか。</p>	<p>○ 更改契約の形で新たな火災保険の募集を行うことは可能ですが、その実態は本条第1項第6号又は第8号の保険契約の新規募集であり、銀行等は第3項各号の要件を満たすことが必要となると考えます。</p>
6	第1項第1号	<p>○ 本号の住宅関連長期火災保険契約については、保険期間と</p>	<p>○ 保険契約期間は、必ずしも銀行等からの借入期間と同一で</p>

		融資期間が異なってもよいことを確認したい(融資は早期に返済したいものの、保険期間は融資期間以上の期間で契約することを顧客が希望するケースがあり、顧客ニーズに対応するため。)	ある必要はありませんが、当該保険契約の性格を踏まえれば、保険期間と融資期間が大きく異なるような保険契約は、本号の保険契約には該当しないと考えます。
7	第1項第1号	○ 銀行の融資を受けて、個人が建設・購入・改良する賃貸アパートについては、事業の用に供するものではない「住宅」に該当する(本号の適用がある。)ものとして取り扱ってよいか。	○ 賃貸が業として行われているのであれば、賃貸物件については、事業の用に供するものであると考えられます。
8	第1項第4号	○ 「年金払積立傷害保険契約」という略称が使用されなくなっているが、定期的に返戻金を支払うことが普通保険約款で定められたものであることが要件であり、満期返戻金の分割払の特約は認められないという従来解釈に変更はないことを確認したい。	○ 文言の整理をしていますが、本号の保険契約と改正前の規則第211条の2第1項第4号の保険契約は同じものです。
9	第1項第6号	○ 事業を行っている法人と個人が共有している建物等の火災保険契約は、本号の保険契約に該当するか。	○ ご指摘の火災保険契約は、「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」を含んでおり、本号の保険契約には該当しません。ただし、その建物が規則第211条第1項第1号に規定する「住宅」であるときは、本条第1項第1号の保険契約に該当する可能性があると考えます。
10	第1項第6号	○ 一部を事業の用に供する住宅を対象とした火災保険、賠償責任保険等は、「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」に該当しない旨確認したい。	○ ご指摘の保険契約は、「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」を含んでおり、本号の保険契約には該当しません。ただし、火災保険については、その建物が規則第211条第1項第1号に規定する「住宅」であるときは、本条第1項第1号の住宅関連長期火災保険契約に該当する可能性があると考えます。
11	第1項第6号	○ 一部を事業の用に供する住宅の収納家財を対象とする保険は「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」に該当せず、商品・設備についてはこれに該当するとの理解で良いか確認したい。	○ 事業用でない収納家財のみを対象とする保険については、「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」に該当しませんが、事業用の商品・設備についてはこれに該当すると考えられます。
12	第1項第6号	○ 建物の区分所有等に関する法律で定める管理組合若しくは管理組合法人がマンション等の共用部分を対象として行う保険契約は、「事業活動に伴い、事業者が被る損害を対象とするもの」には該当しないことを確認したい。	○ 管理組合等を保険契約者とするマンション等の共用部分に関する保険契約については、区分所有者の全員の参加が必要であることを踏まえ、原則として、区分所有者に事業活動を行う者が含まれるか否かにかかわらず、「事業活動に伴い、

		これは、区分所有者に事業活動を行う者が含まれる場合においても、同様と理解して良いか。	事業者が被る損害を対象とするもの」には該当しないと解することが妥当であると考えます。
13	第1項第6号イ	○ 個人向けの積立火災保険の中には、普通保険約款で傷害による死亡、後遺障害、入院および通院を担保するものがあるが、こうした保険は積立火災保険および積立傷害保険の性質を併せ持つものであることから、本号の保険契約に該当すると考えてよいか確認したい。	○ 主たる補償が法第3条第5項第1号に掲げる保険（事業関連の保険、自動車保険を除く。）である場合は本号イの保険契約に該当することになります。 他方、主たる補償が傷害保険である場合は、規則第211条の2第1項第7号に該当することになります。
14	第1項第6号イ	○ 個人向けの積立火災保険においては、傷害を担保する特約が存在するが、同特約については、銀行等が募集できると考えてよい旨念のため確認したい。	○ 主契約が法第3条第5項第1号に掲げる保険（事業関連の保険、自動車保険を除く。）である場合は、当該保険特約を付保することができます。
15	第1項第6号ロ	○ 団地保険（火災保険）で傷害条項が含まれるものは、本号の保険契約として募集可と解釈してよいか。	○ 主たる補償が法第3条第5項第1号の保険に相当する保険契約に傷害補償条項が含まれているものは、当該保険契約に傷害保険特約が付されたものと同じであると考えられます。このため、全面解禁までは、改正府令第4項により、主契約の保険料・保険金額に比して妥当なものであれば、本号の保険契約として取り扱うことができると考えられます。
16	第1項第6号ロ	○ 団体契約、団体扱い、集団扱いは、当局認可により認められている契約形態であり、積立保険以外の商品についても先行解禁時から認められるべきものとするが、一律不可とする趣旨は何か。銀行等のみ不可とすることは、同種類の商品において銀行等のみが劣後する商品の取扱いを強いられることになりかねず、納得できない。	○ 先行解禁商品の選定は、保険契約者等の保護に配慮しつつ、全面解禁を展望して設ける弊害防止措置の実効性を確認するために必要十分なものとするとの観点や、既存の販売チャンネルに及ぼす影響を考慮して、関係業界の意見も踏まえて行ったものです。
17	第1項第6号ロ	○、「当該団体等の構成員を被保険者とするもの」、「当該団体等の構成員を保険契約者と（するもの）」が規定されているが、団体契約および集団扱契約においては、当該団体等の構成員の役員・従業員が被保険者または保険契約者となる場合（いわゆる三階層の団体・集団）もあり、こうした場合は除外されないと解してよいか確認したい。	○ 団体契約や集団扱契約の対象となる者は実質的に当該団体又は集団の構成員であると考えられることから、ご指摘の場合も本号ロで除外される（本号の保険契約に該当しない）ものであると解されます。
18	第1項第6号ロ	○ 建物の区分所有等に関する法律で定める管理組合若しくは管理組合法人がマンション等の共用部分を対象として行う保険契約は、「法人その他の団体若しくは集団又はその代表者を保険契約者とし、当該団体等の構成員を被保険者とす	○ 管理組合等は区分所有者によって構成された団体であり、管理組合等がマンション等の共用部分を対象とする保険契約の締結をすれば、形式的には本号ロの要件に合致しますが、不可分の共用部分を対象とする保険契約は、各被保険者

		るもの」には該当しないことを確認したい。	(区分所有者)との個別の契約ができないという意味で、多数の保険契約を束ねた団体契約や団体・集団扱い契約とは性質を異にしていると考えられます。したがって、ご指摘の保険契約については、本号口には該当しないものとして取り扱って差し支えないと考えます。
19	第1項第7号	○ 積立傷害保険における積立部分の割合については制限を定めておらず、積立部分の割合が例えば3割から5割程度の商品も該当するものとするが、積立部分の割合が極端に少ないものについては、商品制限の潜脱となりかねず、本号に該当しないことを確認したい。	○ 本号はいわゆる積立傷害保険契約を定めたものであり、「満期保険金」の額が極めて小さく、実質的に一般の傷害保険に相当するものは本号の保険契約に該当しないと考えられます。
20	第1項第7号	○ 積立ゴルファー保険は、本項第6号と第7号のどちらの対象となるのか確認したい。例えば、積立傷害保険にゴルフ特約等を付帯した契約など、傷害保険を主契約とする積立保険であるものは第7号の保険契約に該当し、ゴルファー特約付き賠償責任保険を主契約として、これに積立特約を付帯したもの等については、第6号の保険契約に該当するとの理解でよいか確認したい。	○ 貴見のとおりです。なお、賠償責任保険が主契約である場合にこれに付加される傷害保険特約は、全面解禁までは、改正府令第4項により、主契約の保険料・保険金額に比して妥当なものに限られます。
21	第1項第7号	○ 積立傷害保険には一般的に個人賠償責任や携行品損害担保等の特約が付帯されているが、これらの場合も、本号に該当することを念のため確認したい。	○ 主たる保険が積立傷害保険である場合には、本号に該当することになります。なお、これに付される保険特約が本項第8号の保険契約に相当するものである場合には、当該保険特約は主たる保険契約の内容と関連性が高く、保険料・保険金額が妥当なものである必要があります。
22	第1項第8号	○ 全面解禁後については、全ての第二分野商品に関して、団体契約、団体・集団扱い契約、また法人を契約者とする保険契約が認められるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
23	第3項第1号	○ 更改契約で「保険金その他の給付の内容の拡充又は保険期間の延長を含むものを除く。」とあるが、損害保険では不可避免的に契約の拡充を行わなければならないケースが発生する。例えば、①火災保険で建物の増築等による保険金額の増額や、②自動車保険で子供の免許取得に伴う年齢条件の拡充など。このような拡充を含む更改は取扱い可能な「更改契約」としなければ契約者保護に欠けることになる。	○ ご指摘の規制は、銀行等が融資先に対しその影響力を背景として、保険契約の更改の形で実質的に新たな保険募集を行うことを制限する趣旨です。 他方、ご指摘のように、契約者の利便の観点も踏まえれば、専ら契約者側の事情により保障内容の拡充が必要となる以下のような場合には、銀行等による更改を認めることが妥当であると考えられます。このため、本号の規定の修正及びびが

			<p>イドラインの規定の追加を行うこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の目的物の価値の増加（建物の増改築等） ・ 保険の目的物の入替（車両入替等） ・ 被保険範囲の拡大（家族構成による年齢条件の変更等） ・ 団体契約の被保険者の増加
24	第3項第1号	○ 初年度手数料をあきらめれば、更改契約に募集制限がないため手数料が得られることになるのではないかと。	○ ご指摘を踏まえ、「既に締結されている保険契約」を、銀行等が手数料を得て保険募集を行ったものに限定する旨の修正を行うこととしました。
25	第3項第1号	○ 銀行等損害保険募集制限先に対する保険募集が認められる「保険契約の更改」には、前保険契約の満期日を始期日とし、保険会社、保険契約者、保険種類は前保険契約と同一であるが、取扱代理店だけが変更となるものは含まれないことを確認したい。	○ 貴見のとおりであり、明確化のために規定を修正することとしました。
26	第3項第1号	<p>○ 農協は、共済事業として自動車共済や傷害共済等の共済商品の販売を行っている。その販売は保険業法に準じた規制の適用を受けており、現在まで大きな問題を生じさせることなく、適切に行っている。</p> <p>加えて、農協は、銀行や信用金庫、保険会社の店舗のない地域（過疎地域等）に住む農業者の利便性にも配慮する必要がある。</p> <p>以上を踏まえれば、少なくとも損保会社から委託されている商品については、農協が販売する保険商品に制約を付すべきではない。</p>	○ ご指摘を踏まえ、農協が行う損害保険商品（傷害保険を含む。）の保険募集については、取り扱う商品の範囲に制約を付さないこととしました。

<規則第211条の3関係>

コメントはありませんでした。

<規則第234条関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1項	○ 本項第7号には「保険募集をする行為」とあり、同条第8号、第9号、第13号、第14号では「保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為」とあるが、同じ意味と考えて良いか。同じ意味であれば文言を統一するべきではないか。	○ 法第2条第22項に、「『保険募集』とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。」と定義されています。ただし、対象となる保険契約を特定する必要がある場合には、「保険契約の締結の代理又は媒介」との表現を用いることが必要となります。
2	第1項	○ 銀行の窓口等において無作為に商品チラシや商品パンフレット等を配布する行為は、本項第7号の「保険募集をする行為」、同項第8号の「保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為」又は規則第211条第2項第1号の「保険募集に係る業務」に該当しないと考えるべきか。	○ 保険申込書を含まない単なる商品チラシやパンフレットを配布する行為は、ご指摘の「保険募集」や「保険募集に係る業務」には該当しないと考えられます。
3	第1項第7号	○ 本号により求められる書面の交付による説明は、保険募集に先立ってこれを完了しなければならないということではなく、保険募集の過程で契約申込みに至るまでの適切な時点で確実に対応すればよいことを確認したい。	○ 本号の規制が、顧客が銀行等から保険の勧誘を受けた際に、これに応じないと他の銀行取引にも影響が及ぶと感じて、やむを得ず購入してしまう事態を防止することを目的としたものであることに鑑みれば、書面の交付による説明を厳密に保険募集を開始する前に完了することまでを求めるものではなく、契約の申込みまでの適切な時点で行えば足りると考えられます。
4	第1項第7号	○ 今後の契約方法の多様化を睨み、電磁的方法のみならず、郵送等によることも可とすべき。例えば、説明内容が記載された書面を送付し、契約締結時までに顧客から確認を書面で受ければ、本号の書面の交付による説明を行ったものと見なせるのではないか。	○ 基本的にはご指摘の方法で問題ないと考えられますが、機会を捉えて口頭での説明も行うこととすればより適切であると考えます。
5	第1項第8号	○ 本号の書面の交付による説明は、対面以外に郵便や電磁的方法によりこれを行うことは可能か。	○ 基本的にはご指摘の方法で問題ないと考えられますが、機会を捉えて口頭での説明も行うこととすればより適切であると考えます。なお、電磁的方法についてはこれを明確化するための規定（本条第2項）の修正を行うこととしました。
6	第1項第8号	○ 保険募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行うとあるが、非公開金融・保険情報の取扱いに関する顧客の同意確認との優先順位について確認したい。	○ 双方とも保険募集の前に行うことが必要ですが、これらの間での先後関係は問いません。

7	第1項第9号	○「資金の貸付けの申込みを行っている」とは、①借入申込書等の書面により申込みを受け付けた時点、②顧客が口頭で借入れの意思表示をした時点、③当該顧客に資金需要があることを知った時点、のどの時点を指すのか。	○ 顧客から明確な借入申込みの意思表示があった時点と考えられます。 なお、融資申込みの有無の確認については、特段の事情のない限り、顧客からの申告を基本としつつ、関係支店の融資部門への照会によるチェックを行うことで足りると考えられます。
8	第1項第9号	○「資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら」とあるが、融資先募集の潜脱防止が趣旨であることから、「事業に必要な」資金の貸付けの申込みが対象であることを確認したい。出来得れば、その趣旨が明確となるよう文言を修正願いたい。	○ 本号は、事業に必要な資金ではない住宅ローン等の申込者であっても、その審査期間中においては、審査権限を持つ銀行等の影響力を背景とした不適切な保険募集が行われる懸念があるとの配慮から、その間の保険募集を禁止する趣旨のものです。
9	第1項第9号	○「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている」状態を特定することは困難であり、顧客が申込書類を提出した後と理解してよいか。	○ 顧客に対して質問し、「当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている」旨の回答があれば、当該顧客は本号の規制の対象となりうると考えられます。
10	第1項第9号	○ 顧客との接点（チャネル）の多様化が進む中、たとえ同一支店内であっても、融資の申込みがあった事実をリアルタイムで把握することは極めて困難。したがって、融資申込みの有無の確認については、顧客からの申告を基本とし、加えて、募集担当者が融資申込みの事実を知らない旨の記録を残すこと等により対応することによいか。	○ 融資申込みの有無の確認については、特段の事情のない限り、顧客からの申告を基本としつつ、関係支店の融資部門への照会によるチェックを行うことで足りると考えられます。 なお、銀行実務を踏まえて再検討した結果、融資の申込みをしている顧客の従業員等は、本号の規制の対象外とすることとしました。これにより、当該規制の対象者は融資申込みをした本人（法人の場合はその代表者）に限られることとなり、確認はより容易となると考えられます。
11	第1項第9号	○「貸付け…を行う前」とは、消費貸借の合意前と実際の入金前のいずれを意味するのか。	○ 貸付けに係る契約が成立すれば、顧客が銀行等の影響力を受けうる「申込みを行っている」状態ではなくなると考えられます。
12	第1項第9号	○ 本号の「資金の貸付けの拒絶を行う」事実を認定する基準日は、以下の基準によると理解してよいか。 A 否決となった事実を明示された審査関連資料の日付 B 銀行等の融資案件不調記録簿等に記載された否決となった日付 C その他顧客管理情報（折衝記録資料を含む）等に記載された日付	○ 顧客に対して貸付けの申込みに応諾しない旨が明確に伝えられた時であり、これが検証可能な形で記録されていれば足りると考えられます。

		D 銀行等がその規模や特性を踏まえて設定した客観的な基準	
13	第1項第9号	○ 本号の「資金の貸付けの拒絶」には、資金の他行調達、資金需要自体の消滅等により顧客から貸付申込みの撤回があった場合も含まれると理解してよいか。	○ ご指摘の場合は、申込みの撤回時において、「貸付申込みを行っている」事実がなくなったと考えられます。
14	第1項第9号	○ 銀行等が新規解禁保険契約の募集を行い保険契約が締結された場合において、当該締結後に、顧客又はその密接関係者が銀行等に融資の申込みをした場合であっても、当該保険契約に係る手数料を受領せず又は事後的に返還するなどの措置は求められていないと解してよいか。	○ 本号は、顧客が融資の申込みを行っている間に保険募集を行うことを禁止するものであり、保険契約締結後に融資の申込みが行われた場合には、原則として（事務ガイドライン1-15-6参照）本号の行為には該当しません。
15	第1項第9号	○ 保険募集により告知又は診査、保険料振込、契約申込書の記入等のいずれかが行われた後に貸付けの申込みがあった場合には、事務ガイドライン1-15-5②の「意図的に貸付申込みをさせない場合」と認定されるだけの客観的事実が判明しない限り、本号に違反しないと理解してよいか。	○ 保険契約締結後に融資の申込みが行われた場合には、原則として本号の行為には該当しません。
16	第1項第9号	○ 勤務先企業が銀行に融資を申し込んでいるかどうかを、顧客（企業の従業員）は知らないのが通常。また、銀行内部でも融資申込情報の共有化は一般的でなく、顧客が融資申込先企業の従業員であることを確認することは困難。仮に確認できても、それを顧客に開示できない。したがって、少なくとも融資申込先企業の従業員は、当該規定の対象外として頂きたい。	○ ご指摘を踏まえ、銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている顧客の従業員等は、本号の規制の対象外とすることとしました。
17	第1項第9号	○ 顧客が予め契約した一定の融資限度額の範囲内で反復利用できる融資枠契約を結んでいる場合には、都度の借入れは本規制の対象外と考えてよいか。 また、個人の総合口座貸越やカードローンの申込みは、各行において預金取引と一体をなすものとして取り扱っているのが実態であり、本規制の対象とはならないことを確認したい。	○ 本号の規制の対象となるのは、顧客が銀行等の圧力を受ける懸念が強いと考えられる資金の貸付け（手形の割引を含む。）の申込み期間中の保険募集です。したがって、融資限度枠の設定や個人の総合口座貸越、カードローンの申込み期間中の保険募集については、原則として本規制の対象とはなりません。
18	第1項第9号	○ 一時払の積立保険の保険料相当額を金融機関からの借入れによって賄う契約（いわゆる保険料ローン）は本号の規制の対象となるのか確認したい。また、用途が保険料への充当	○ いずれの場合でも、原則として本号の規制の対象となると考えられます。したがって、ローンの申込み期間中は保険募集を行うことができないこととなります。

		に限定されないローン（いわゆるフリーローン等）により、保険料を賄う契約についてはどうか。	
19	第1項第9号	○ 保険料ローンに係る保険契約については、通常、満期返戻金に質権を設定するため、本号後段の「債務の履行を担保するための保険契約」に該当すると理解してよいか。	○ ご指摘の満期返戻金に質権を設定する保険契約については、貴見のとおりです。
20	第1項第9号	○ 「債務の履行を担保するための保険契約」には、住宅ローンの質権として設定する火災保険契約も該当すると理解してよいか。	○ 貴見のとおりです。
21	第1項第14号	○ 本号の「特定関係者」とは保険募集に関する特定関係法人のうち生命保険募集代理店の資格を有するものと理解してよいか。	○ 「特定関係者」の範囲は、本項第12号（旧第10号）で定められています。また、本号は「生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である…特定関係者」について規定しています。
22	第1項第14号、第15号	○ 「知りながら」とあるが、知らないことの疎明はどのように行えばよいか。	○ 当該規制の趣旨は、銀行等が、自らが保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった融資先への販売規制の潜脱を防止することです。 通常であれば特定関係者は銀行等の融資情報等を知りうる立場にはありませんが、何らかの事情により「知りながら保険募集を行った」ことが明らかな場合には、当該規制に抵触するおそれがあります。
23	第1項第14号、第15号	○ 銀行等の特定関係者は、本号に定める事実を知らずに保険募集を開始した場合には、保険募集の過程で顧客の告知等により偶々当該事実を知ったとしても、規制の潜脱の意図はないため、その保険募集を継続しても本号の規制に抵触しないことを確認したい。	○ 当該規制は、銀行等に対する規制の潜脱を防止する趣旨で設けられたものですが、「潜脱の意図」の認定は困難であり、当該特定関係者が、何らかの事情により「知りながら保険募集を行った」ことが明らかな場合には、当該規制に抵触するおそれがあると考えられます。

<銀行法施行規則第17条の3関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第2項第3号の4	○ 認められる保険特約について、「主契約の内容と関連性が高く」とあるが、その判断は難しい。例えば、規則第211条第4項に定める特例地域金融機関に認められる第三分野に該当する給付内容の特約は主契約の内容と関連性が高いと	○ ご指摘の「関連性」については、主契約の内容に応じて個別に判断することが必要です。なお、規則第211条第4項第2号の保険の内容は、同条第1項第1号から第5号までに掲げる保険契約と関連性が高いとは考えられません。

		するなどの基準が必要。	
2	第2項第3号の4	○ 認められる保険特約について、「主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもの」の判断は難しい。例えば、主契約の保険料及び保険金の額の範囲内であれば妥当とするなどの基準が必要。	○ ご指摘の「妥当なもの」については、主契約や保険特約の内容に応じて個別に判断することが必要であり、一律にご指摘のような基準を設けることは困難であると考えられます。
3	第2項第3号の4	○ 銀行等の子会社である証券会社も、銀行等と同様に取扱可能商品の範囲が拡大すると理解するが、新規解禁商品の販売に当たり銀行等と同様の弊害防止措置も課されるのか。	○ 銀行等の子会社については、銀行等と同様に取扱可能商品の範囲が拡大することとなりますが、銀行等に関する弊害防止措置が直接課されることはありません。ただし、弊害防止措置の潜脱行為の防止を目的とした規則第234条第1項第13号、第14号等の対象とはなりません。
4	第2項第3号の4	○ 銀行持株会社の子会社等である証券会社についても、銀行等の子会社と同様に取扱可能商品の範囲が拡大すると理解して良いか。	○ 銀行持株会社の子会社についても、銀行等の子会社の場合と同様です。弊害防止措置の潜脱行為の禁止措置の対象となることも同様です。

<その他>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	大蔵省告示第238号第1項第2号	○ 国や地方公共団体に対して、公金の収納・支払や事務その他の業務に従事するために、銀行等の役員又は使用人が出向している場合があるが、大蔵省告示第238号第1項第2号に規定する「出向」には該当しないと解釈してよいか。	○ 大蔵省告示第238号第1項第2号に規定する「出向」とは、銀行等の役員又は使用人が当該銀行等との雇用関係を維持しつつ、他の法人の常務に従事している場合であり、その目的が①当該銀行等の人事管理を離れる当該法人への再就職である場合や、②研修等である場合は上記の「出向」には該当しないと考えられます。ご指摘の場合についても、これらに準ずる事例として、上記の「出向」には該当しないと考えられます。
2		○ 「保険募集」の定義について、例えば次のような行為は「保険募集」に該当しないとの理解で良いか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品パンフレットの配布 ・ 商品説明会等の場で、不特定多数の顧客に保険商品を説明する場合 ・ 特定顧客に対して、個別商品ではなく保険商品の一般的な説明を行う場合 	○ 一般に「保険募集」とは、以下に掲げる業務を言います。 イ 保険契約の締結の勧誘 ロ 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明 ハ 保険契約の申込みの受領 ニ その他の保険契約の締結の代理又は媒介 （注）保険募集に該当するかどうかについては、一連の行為

		<ul style="list-style-type: none"> 特定顧客に対して、顧客の属性情報を利用して保険料や返戻金等の計算例を示した資料（汎用設計書等）を郵送する行為 	<p>の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がありますが、例えば、次に掲げる行為のみであれば、基本的には該当しないと考えます。</p> <p>A 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>B コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</p> <p>C 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</p>
3		<p>○ 銀行等又は銀行系保険代理店の保険募集手数料は一般代理店の 50%とするべきである。銀行は本来業務のついでに手間のかからぬ大口長期保険を取り扱い、一般代理店は手数料のかかる小口の保険を取り扱うこととなるため、全体のバランスをとることでフェアな競争ができる。</p>	<p>○ 保険募集手数料は基本的には保険会社と募集代理店の間の契約事項であり、ご指摘のような規制は必ずしも適当なものではないと考えます。ただし、保険会社が銀行等に対し過大な手数料を設定しないように、事務ガイドライン 1-15-1①口に留意事項を設けることとしています。</p>

<改正府令>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	附則第 3 項	<p>○ 先行解禁に係る規定は平成 17 年中に施行され、全面解禁に係る規定は条件付きで平成 19 年中に施行されることとなっているが、銀行等において先行解禁期間中に新規解禁商品を取り扱うことが全面解禁後のすべての保険商品の取扱いの要件とはならないことを確認したい。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
2	附則第 3 項	<p>○ 本項においては全面解禁の期日について見直しを行うと規定されているが、モニタリングの結果、問題があった場合には、全面解禁そのもの見直しもありうるのか。また弊害防止措置の内容など期日以外の部分の見直しについてはどうか。</p>	<p>○ モニタリングの結果、問題があった場合は、ご指摘の通り、まずは弊害防止措置の内容を見直すこととなります。この場合に、保険契約者等の保護の観点から必要と判断されれば、全面解禁の期日の見直しも必要となる可能性は否定できないと考えられます。</p>
3	附則第 3 項	<p>○ 全面解禁の期日について「必要な場合には見直しを行う」とされ、全面解禁の確実な施行が担保されていない。万が一問題が見られた場合には、弊害防止措置の見直しにより対応すべきであり、全面解禁自体の見直しを行う必要性はない。</p>	

4	附則第3項	<p>○ 見直しの必要性に関する判断について、結論ありきの恣意的な判断が行われないう、当局はどのような検証体制・判断プロセスを考えているのか。</p>	<p>○ 附則第3項の見直しは、保険契約者等の保護のために必要と判断される場合に行うとしています。この必要性の判断は、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置等の状況を検証することによって行います。</p> <p>この検証は、金融庁による保険会社や銀行等の監督・検査に加え、広く関係業界や契約者からの情報収集によって銀行等による保険募集の実態把握をし、他の保険募集チャネルの実態との比較等を通じて実施することとなると考えられます。</p>
5	附則第3項	<p>○ 当局が現段階で検討している、モニタリング期間の監督・監視体制の具体的な方策について確認したい。</p>	<p>○ 主として以下の方法により銀行等による保険募集の実施状況等の監視を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集チャネル別の募集実績の把握等による募集状況の監視 ・ 検査による保険募集業務に係る法令等遵守状況のチェック ・ 金融サービス利用者相談室等における一般消費者からの情報収集
6	附則第4項	<p>○ 「主契約の内容との関連性の高さ」、「保険料・保険金額が主契約と比して妥当なものかどうか」の判断基準を確認したい。</p>	<p>○ 改正前の規則第211条第2項と同様です。具体的には個々の事例に応じて判断することとなります。</p>
7	附則第4項	<p>○ 積立傷害保険に存在する次の特約は、主契約の内容と関連性が高いものと考えてよい旨念のため確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 特定感染症危険担保特約 B 熱中症危険担保特約 C 細菌性食物中毒担保特約 D キャンセル費用担保特約 E ベビーシッター等費用担保特約 	<p>○ ご指摘の特約のうち、その内容が傷害保険に該当するものは、主契約の内容と関連性が高いものと認められます。他方、疾病での入院による損害の担保を含むような特約は、主契約である積立傷害保険の内容と関連性が高いものとは認められません。</p>
8	附則第4項	<p>○ ただし書に規定する期日までの間は、銀行等は、個人年金保険、一時払終身保険、一時払養老保険に災害入院特約（不慮の事故により入院した場合に給付を行うもの）や入院医療特約（疾病により入院した場合に給付を行うもの）を付保する取扱いができないとの理解でよいか。</p>	<p>○ 災害入院特約や入院医療特約は、主契約である個人年金保険、一時払終身保険及び一時払養老保険の内容と関連性が高いとはいえないことから、全面解禁までは、銀行等が取り扱う保険契約に保険特約として付することはできません。</p>

9	附則第4項	<p>○ ただし書に規定する期日までの間でも、銀行等は、災害割増特約（不慮の事故等により災害死亡保険金や災害高度障害保険金等を支払うもの）や傷害特約（不慮の事故等により災害保険金や障害給付金等を支払うもの）を取り扱うことができるのか。</p>	<p>○ 保険特約については、主契約である生命保険契約の内容と関連性が高く、かつ、その保険料及び保険金額が当該主契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当と考えられる範囲内で付保することができます。ご指摘の保険特約についても、これらの要件を満たしていれば、付保することができます。</p>
---	-------	---	---

<告示>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1条第1号	○ 特例地域金融機関の場合、「貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者」であっても、その担当事業者の関係者以外に対する保険募集は許される趣旨と理解して良いか。	○ 本号の措置は、特例地域金融機関の融資担当者が、その担当する融資先の関係者（役員、従業員）に対する保険募集を行ってはならないとするものです。
2	第1条第1号	○ 「関係者」の範囲を明らかにしてほしい。例えば、親族は含まれないと考えて良いか。	○ 本号において「当該事業者の従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。」と定義しています。
3	第1条第2号	○ 「保険募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務」は具体的にどのような方法で行えば良いか。	○ 例えば、契約申込書類等の記載内容等を精査し、圧力募集等の法令等に違反する行為が疑われるケースにつき、募集担当者に事情確認を行う方法等が考えられます。
4	第1条第2号	○ 「保険募集に係る法令等に適合するものであったことを個別に確認する業務」とは、保険募集を行った営業店等におけるチェック等が適切であったかを、圧力募集防止の観点から、第三者の立場で再度チェックする業務と考えてよいか。	○ ご指摘の業務については、融資担当者が取り扱った保険契約について、主に圧力募集防止の観点から法令等遵守状況のチェックを行う業務であり、営業店等におけるチェック等の再チェックに限られるわけではありません。
5	第1条第2号	○ 「個別に確認する業務を行う者」は、事業資金の貸付け又は保険募集を行わない者であればよく、その者が所属する部署や他の業務との兼務を制限したり、組織的・物理的な分離等を求めるものではないことを確認したい。	○ 貴見のとおりです。
6	第1条第2号	○ 「個別に確認する業務を行う者」は、銀行等の保険販売業務を統括する責任者と同一の者ではないとの理解でよいか。	○ そのような定めはありません。
7	第1条第2号	○ 「個別に確認する業務を行う者」が、より適切な保険募集を確保するために、販売担当と同行訪問することは差し支えないとの理解でよいか。	○ 「個別に確認する業務」の客観性・実効性を確保する観点から、当該業務を行う者が自ら直接、保険募集業務に関与することは適当ではないと考えられます。
8	第1条第2号	○ 「本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置」とあるが、これは金融機関の規模・特性に応じて、必要な数の担当者を設置すればよいとの趣旨か。また、金融機関の規模及び保険販売の実施状況から、本部に当該担当者を配置すれば十分に当該業務を遂行できる金融機関もあるが、このような場合には、さらに主要な営業所又は事務所に当該担当者を配置することは義務付けられないとの理解でよいか。	○ 各銀行等の規模・特性、又は保険販売業務の実施体制等に応じて、当該業務を適切に遂行するために必要な範囲で設置すれば差し支えないと考えます。例えば金融機関の規模等から、本店のみに当該担当者を設置することで確認業務を適切に行うことができるのであれば、本店以外の主要な営業所又は事務所に設置する必要はないと考えられます。

9	第2条	○ 列挙されている特例地域金融機関については、どのような基準により選定しているのか。	○ その営業地域が特定の都道府県に限定されており、営業形態、設立経緯等も踏まえ、間柄重視の地域密着型金融を志向している金融機関を選定することとしています。
---	-----	--	---

<事務ガイドライン1-15-1関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	①イ a	○ 「銀行等への委託の考え方」は何を定めることを求めているのか。	○ 例えば、保険会社の販売戦略における当該銀行等の位置付け等について記述することが考えられます。
2	①イ b	○ 「想定される販売量」が挙げられている理由は何か。	○ 銀行等への委託方針は、引受保険会社のリスク管理能力を超えた保険販売が行われる懸念等に対応するものであり、委託に当たりリスク管理の観点から販売量の想定が必要であると考えられるためです。 なお、想定販売量はあくまでも経営管理上の想定であり、実績が結果的に想定を上回る又は下回ることを規制するものではありません。
3	①イ b	○ 「想定される販売量」について、販売量の推定は、市場のニーズ、金利環境や競合他社との商品戦略等に大きく左右されるものであり、それを委託方針に固定的に定めることは極めて困難。	○ 販売力の強い銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、その販売量をまったく想定しないことは、経営管理上問題があると考えられます。また、銀行等による保険募集が保険会社の想定を大きく上回って行われた場合に適切な対応をとることも、経営管理上必要なことと考えられます。 もちろん、実際の保険募集は様々な要因により大きく左右されるものであり、経営判断により想定販売量を適時適切に変更することは必要となります。
4	①イ b	○ 「想定される販売量」について、各保険会社が自己のリスク管理の観点から適切な手続きにしたがい、妥当な推計に基づいて算定することを求める趣旨であって、結果的に販売実績が想定を上回ったり、あるいは下回ったりすることを規制する趣旨ではないことを確認したい。	○ 「想定される販売量」はあくまでも経営管理上の想定であり、実績が結果的に想定を上回る又は下回ることを規制するものではありません。
5	①イ b	○ 「想定される販売量」は保険会社が販売量につき、あらかじめ委託契約書等において銀行と合意することまで求めるものではないとの理解でよいか。	○ 「想定される販売量」は保険会社が販売力の強い銀行等に保険募集を委託するに当たり設けるべき経営管理上の想定であり、委託する銀行等と合意することを求めるものではありません。

			ません。
6	①イ b	○ 保険会社のリスク管理に関しては、募集チャネルのほか、取扱商品の構成や資産運用リスク等について総合的に判断されるべきであり、特定の銀行等に対して販売上限を定めることは、顧客利便性の向上に資する商品提供機会の拡大に反するものであり、行うべきではない。	○ ご指摘のように、保険会社のリスク管理について総合的な判断が必要であることは論を待ちませんが、他方、②ロにあるように、当初の想定を大幅に超えて特定の銀行等による保険募集の割合が大きくなった場合、引受保険会社には経営管理上のリスクが生ずる可能性があることも否定できません。特に、金融商品について強い販売力を有する銀行等に保険募集を委託する場合に、そうした事態に的確に対応する態勢の整備を求めることにも合理性があると考えられます。 なお、経営管理上のリスクが生ずる基準は一律ではなく、当初の想定や逸脱の程度、保険会社の経営方針等に応じて考える必要があると考えられます。また、想定販売量はあくまでも経営管理上の想定であり、実績が結果的に想定を上回る又は下回ることを規制するものではありません。
7	①ロ	○ 保険募集手数料について「妥当な設定」とあるが、妥当性の判断基準は何か。	○ 保険会社の経営の健全性が損なわれないよう、また銀行等による保険募集の公正を確保する観点から、例えば、他の代理店（銀行等以外）と比較して合理的な水準かどうかを目安とすることが考えられます。
8	②ロ	○ 「特定の銀行等に対する販売依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合」には、原因検討と適切な対応のための態勢整備が求められているが、その趣旨及び基準を明らかにしてほしい。	○ 当初の想定を大幅に超えて特定の銀行等による保険募集の割合が大きくなった場合、引受保険会社には経営管理上のリスクが生ずる可能性があると考えられることから、これに的確に対応する態勢の整備を求めるものです。経営管理上のリスクが生ずる基準は一律ではなく、当初の想定や逸脱の程度、保険会社の経営方針等に応じて考える必要があると考えられます。

<事務ガイドライン1-15-2 関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
9	イ～ニ	○ イ～ニのそれぞれについて「非公開金融情報又は非公開保険情報の利用に先立って」とあるが、「非公開情報の保険募集への利用に先立って」との理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。

10	イ～ニ	○ イ～ニの方法は、事前に顧客の同意を得る方法を記載したもので、申込方法別の同意取得方法を記載しているものではないと理解して良いか。例えば、銀行等が説明書面を送付した後に顧客が来店した場合は、イ（対面）の方法で同意の取得を行えば足りると考えてよいか。	○ イ～ニに掲げた方法は、規則第 211 条第 2 項第 1 号の「事前に書面その他の適切な方法により」とあるものを例示したものであり、そこに挙げられた方法以外の方法を認めない趣旨ではありません。
11	イ～ニ	○ 非公開情報の利用に関する説明や口頭で同意を得た旨の記録等所要の手順を踏んだものの、結果的には契約の申込みに至らなかった場合には、同意の書面の取得は不要であるとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
12	イ～ニ	○ 申込みには至ったものの、契約が成立しなかった場合は、同意書面を保存しておく必要はないと考えてよいか。	○ 所属保険会社の他の販売チャネルにおける申込書類等と同様の取扱い（例えば、顧客からの問い合わせ等に備え数ヶ月間保存する等）とすることが妥当と考えます。
13	イ～ニ	○ 顧客が同意に関する説明を事前了解事項と認識している旨発言があった場合や顧客自らの意思で保険の説明を求めてきた場合は、同意があったものと見なすことができることを確認したい。	○ ご指摘の場合であっても、保険募集において非公開情報を利用するにあたっては、同意の確認が必要です。
14	イ	○ 「同意を得た旨を記録する」ということは、この段階の同意取得は口頭で良いとの理解で良いか。	○ 貴見のとおりです。
15	イ	○ 書面による説明を行うと同時に書面により同意を得た場合には、当該書面を適宜保存することにより、同意を得た旨の記録は不要と理解して良いか。	○ 貴見のとおりです。
16	イ	○ 書面説明を行い、同意を得た旨を記録し、保険募集を行ったところ、書面への署名を拒否されたため、書面による同意を取得できなかった場合は法令違反と評価されないとの理解でよいか。	○ 規則第 211 条第 2 項第 1 号は非公開金融情報の保険募集への利用に関し顧客の書面の同意を求めており、書面の同意なく契約締結に至る例が多発する場合には、銀行等の同項の遵守状況が検証の対象となると考えられます。なお、銀行等が非公開金融情報を利用せずに保険募集を行うことは同項に反することとなりません。
17	イ	○ 同意書面の徴求は、申込書への記入直前に行われることでもよいか。	○ 本項イにあるように「契約申込みまでに」書面による同意を得ていれば差し支えないと考えます。
18	イ	○ 「書面による説明」とあるのは、書面を顧客に交付することまでは求めていないことを確認したい。	○ 「書面による説明」は書面を顧客に交付することを想定しています。
19	イ、ロ	○ 非公開情報の利用に係る顧客同意について、対面と郵送等	○ 貴見のとおりです。

		の複合で行う場合には、事務ガイドラインに規定されている何れかの方法にて行うことで問題ないか。	
20	イ、ハ	○「契約申込みまでに書面による同意を得る」とあるが、損害保険代理店は契約締結の代理権があり、「申込み」と「契約」が同時である場合が少なくないことから「契約申込みまでに」は「契約と同時で可」と解してよいか。 規定を踏まえたフローは、成約の場合、①書面説明・口頭同意→②商品説明→③契約意思確認→④書面同意→⑤契約締結、となるが、損保では④と⑤は書面の記入順のみであって実務的には同時に行うため「契約と同時」を可とすべき。	○あくまでも「申込みの前」までに書面による同意を得ることも求めているものであり、申込みと契約が同時であれば、その前に顧客の同意を得る必要があります。 同意取得の手続きについては、ご指摘のフローにしたがい手続きを行うことで足りると思います。
21	イ、ハ	○「同意を得た旨の記録」は、例えば営業日誌等に当該募集を行った顧客から同意を得たことを記入しておく等の方法でもよいか。	○事後的な検証に耐えるものであれば、ご指摘のような方法でも差し支えないと考えられます。
22	イ、ハ	○「同意を得た旨の記録」は、その保管の必要な期間に応じて適宜処分を行ってもよいか。	○貴見のとおりです。
23	イ、ニ	○一旦顧客から書面又は電磁的方法による同意を得た場合には、その後顧客から特段の申し出がない限り、都度の同意は必要ないと考えてよいか。	○顧客から書面又は電磁的方法による同意を得た場合に、通常当該同意が及ぶと考えられる範囲内での保険募集に非公開情報を利用する場合は、何度も顧客の同意を得る必要はありません。他方、当該同意から相当期間経過後の保険募集のように、通常当該同意が及ぶと考えられない場合には、改めて同意を得る必要があると考えられます。
24	ロ	○口頭での同意を受ける必要はないとの理解でよいか。	○貴見のとおりです。ただし、募集の前に同意した旨の返信を得ることが必要です。
25	ロ	○金融商品セミナー等（一般的な保険商品の説明や活用法等の説明等）の案内を郵送した場合には、非公開金融情報の利用についての顧客の同意はロ（郵便）の場合と同様に考えてよいか。	○金融商品について一般的な説明を行うセミナーの案内を郵送する行為は、原則として「保険募集」に該当しないと考えられます。
26	ロ	○「保険申込書の送付等保険募集」について、顧客の属性情報のみを用いた商品案内チラシやパンフレットの送付は該当しないことを確認したい。	○貴見のとおりです。
27	ロ	○郵便にて非公開情報の利用について説明した書面を送付した後、電話にて口頭で同意を得た場合には、その旨を記録	○ご指摘の手続きで問題ないと思いますが、電話での口頭同意の取得は、保険募集の前に行う必要があります。また、い

		しておけば、同意した旨の返信を得る必要はなく、契約申込みに至るまでに書面による同意を得ることで足りると考えてよいか。	ずれにせよ、申込みまでに書面による同意を得ることが必要です。
28	口	○ 企業内募集等において企業等の内部の物流ルートを通じ当該利用について説明した書面を（社内便等により）配布する場合も含むと考えると良いか。	○ 貴見のとおりです。
29	口、ハ	○ 説明書面を送付するに際して、商品パンフレットを併せて送付することは可能か。	○ 保険申込書を含まない単なる商品パンフレットを送付する行為は、原則として保険募集に係る業務には該当しないと考えられることから、問題ないと考えられます。
30	ハ	○ 口頭での同意の後「3営業日以内」に説明書面を送付すべきとする根拠は何か。	○ 「3営業日以内」でなければならない明確な根拠はないことから、「速やかに」と修正することとしました。
31	ハ	○ 預金情報を利用して選別した顧客に対し電話にて投信を勧めていたところ、顧客から「他に取扱い商品はないのか」と問われた場合も、非公開情報保護措置により、保険商品の説明はできないことになるのか。	○ ご指摘のケースは、顧客の要望に応じ保険募集を開始したものであり、それのみでは直接に預金情報を利用した保険募集には当たらないと考えられます。ただし、当該保険募集の過程で預金情報等の非公開金融情報を参照する場合には、事前に顧客の同意の取得が必要となります。
32	ハ	○ 当初電話にて口頭同意を得て、その後の顧客が来店したため対面で募集行為を行う場合や、募集行為を継続しなくなった場合には、同意書面を郵送する必要はないと考えてよいか。	○ 貴見のとおりです。なお、電話による口頭同意の後に募集行為を対面にて継続する場合は、説明書面を手交し、契約申込みまでに書面による同意を得る必要があります。
33	二	○ 「電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法」を採る場合は、電磁的方法による同意の記録を保存する必要があるか。	○ 事後的な検証に耐える方法で、顧客の同意の記録を適切に保存しておく必要があると考えます。
34	二	○ インターネットを利用した保険募集では、非公開金融情報又は非公開保険情報の利用について電磁的方法による説明を行い、同意を得れば、契約申込みの画面に進めるといった方法でよいか。	○ 非公開金融情報又は非公開保険情報の利用について顧客同意を得た後に保険募集が行われる手順となっていれば問題ないと考えます。
35	(注)	○ 本項にある顧客の属性情報の例示は限定列举ではないとの理解でよいか。例えば、以下の情報は顧客の属性情報であり、非公開金融情報又は非公開保険情報に該当しないと理解してよいか。	○ 貴見のとおり、顧客の属性情報の例示は限定列举ではなく、ご指摘の情報についても属性情報に該当すると考えられます。ただし、こうした情報も、個人情報として、個人情報保護法に則った取扱いが必要であることに留意が必要です。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ メールアドレス、FAX番号、郵便番号 ・ 年齢 ・ 勤務先の情報（勤務先名、所属部署、役職、連絡先等） 	
36	(注)	○ 属性情報以外にも非公開金融・保険情報に該当しないものがありうることを確認したい。	○ 貴見とおりはです。ただし、個人情報保護法の個人情報に該当するものは、同法（及びこれを踏まえた規則第211条第1項第11号、第12号等）に則った取扱いが必要です。
37	(注)	○ 顧客の属性情報は、通常、銀行等では、預金取引や貸出取引等に係る情報として、取引の存在という事実の下で管理されているが、この場合でも顧客の属性情報を使用することは非公開金融情報の利用に当たらないことを確認したい。	○ 顧客の属性情報のみの利用であれば、貴見のとおりです。他方、顧客の預金取引や貸出取引等の内容も参照する場合には、非公開金融情報の利用に該当すると考えられます。
38	(注)	○ 顧客の属性情報のみに基づいて保険募集対象先リストを作成し、その先に対して郵便、電話、インターネットを利用した保険募集を行うことは、非公開情報を利用した保険募集には該当しないという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
39	(注)	○ 顧客の属性情報に基づき提案書等の資料を作成し、これを利用した保険募集を行うことは、顧客に対する電話連絡の際に口頭による同意を取れば可能であると理解してよいか。	○ 顧客の属性情報のみを利用して保険募集を行う場合は、非公開情報保護措置の対象とはなりません。
40	(注)	○ 顧客の属性情報のみを使用してDMを送付することは、個人情報保護法上の手当てを行えば足りると考えるが、以下の場合でも非公開情報保護措置に触れることにはならないと解してよいか確認したい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休眠口座を除外した送付先リストを作成してDMを送付 ・ 定期預金顧客やポイントクラブの会員、年金受給者等のデータから抽出した送付先に対してDMを送付 	○ ご指摘の休眠口座を除外して送付先リストを作成する行為や定期預金顧客等のデータから送付先を抽出する行為は、非公開金融情報の利用に該当すると考えられます。ただし、申込書を含まない商品説明のDMを送付することは保険募集に当たらないことから、こうしたDMの送付のためにご指摘の行為を行うことは規則第211条第2項第1号等の措置に反することにはならないと考えられます。
41	(注)	○ 銀行が預金者データベースにある顧客情報のうち預金残高、定期預金の満期等の情報を用いて保険募集の候補者を選別することは、当該顧客の非公開金融情報の利用になるが、未だ「保険募集に係る業務」に利用したものではないとの考え方が成り立つか。	○ 専ら保険募集のための候補者を選定する等の保険募集の準備行為は「保険募集に係る業務」に含まれると考えられます。他方、商品パンフレットの送付は原則として保険募集には該当しないと考えられることから、その先を選定する行為は「保険募集に係る業務」には該当しないと考えられます。

<事務ガイドライン1-15-3関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
42	イ	○ 募集指針には、引受保険会社の商号又は名称の明示方法や顧客への情報提供を適切に公表するという姿勢を記載すればよく、具体的な保険会社の商号や名称を列挙することや実施する措置内容を具体的に記載することまでは求めてはいないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
43	イ	○ 募集を行う保険の引受保険会社の商号・名称の「明示」、銀行等の募集代理店としての販売責任の「明示」とあるが、専用の書面等を作成して行う必要はなく、個人情報保護法の明示に準じて考えてよいか。具体的にはパンフレットへの記載による方法で良いか確認したい。	○ 専用の書面等の作成を求めるものではありません。顧客に対し明確に伝わる形態であれば、ご指摘の方法で差し支えないと考えられます。
44	イ	○ 引受保険会社の明示の水準として、具体的には以下に記載したどの段階までが要請されるのか。 A 店舗内のポスター貼付の義務付け B 保険会社の商品パンフレットの店内備付の義務付け C カウンターでの説明資料の準備	○ 具体的な明示の方法は定めていません。顧客に対し明確に伝わる方法であれば、いずれの方法であっても差し支えないと考えられます。
45	イ	○ 「保険契約に係るリスクの所在」は何を定めることを求めているのか。	○ 本項で例示しているように、「保険契約を引き受けるのは保険会社であること」、「保険金の支払いは保険会社が行うこと」等の説明を求めています。
46	イ	○ 「その他の保険契約に係るリスクの所在」とは具体的に何か。	○ 例えば、保険会社が破綻した際の保険契約の取扱いが考えられます。
47	イ	○ 「適切な説明を行うこと」とあるのは、顧客に書面を交付することまで求めるものではないとの理解でよいか。	○ 本項は、募集指針に記載すべき事項を定めたものであり、その具体的な実施の方法を定めるものではありません。「適切な説明」の方法については、例えば、重要事項説明の方法を参考にして、各銀行等において適切に定めることが期待されます。
48	ロ	○ 「情報の提供」は、具体的にどのような方法で行えばよいのか。	○ 本項の趣旨は、銀行等が、手数料が高いといった自己に有利な保険商品を顧客の意向を十分に考慮しないまま販売することを防止することにあります。したがって、顧客に対し、そのニーズに応じた選択肢を提示することが求められます。具体的な方法としては、例えば、当該銀行等が取り扱う同

			一種目の保険商品の一覧表（引受保険会社、商品名等を記載したもの）を顧客に明示することなどが考えられます。
49	□	○「複数の保険」とあるのは、同一種目の範囲内での複数の保険を意味するとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
50	□	○ 「複数の保険の中から」とあるのは、「保険会社」「商品」のいずれをも指すのかを確認したい。具体的には、以下の理解でよいか。 ・ 補償内容が同一で保険会社のみ異なる商品を並列している場合も対象となる。 ・ 保険会社が同一で補償内容のみ異なる商品を並列している場合も対象となる。 ・ 一商品のみ販売している場合は、保険会社が単独であるか共同保険であるかを問わず、対象とならない。	○ 基本的には貴見のとおりですが、いずれにせよ、顧客に対し、そのニーズに応じた選択肢を提示することが求められます。
51	□	○ 同様の商品を複数取り扱っていない場合には、単一商品の情報提供を行うことで良いか。 例えば、一種類の保険しか取り扱っていない金融機関においては、強制的に複数の商品を取り扱うべく商品のラインアップを増やす義務があるのか。	○ 複数の商品の取扱いを義務付ける趣旨ではありません。
52	□	○ 顧客ニーズを踏まえ、選択的に単一に又は複数の商品の情報を提供したうえで保険募集を行うことは問題ないとの理解で良いか。	○ 銀行等が募集手数料の高い商品のみを顧客に勧めることを戒め、顧客の利便性の向上を図るという本項の趣旨を踏まえ、顧客に対し、そのニーズに応じた選択肢を提示するものであれば、差し支えないと考えられます。
53	□	○ 「複数の保険」には、同一商品における複数のプラン（補償パターン）を含むと解釈してよいか。	○ この場合の「複数の保険」には、同一商品における複数のプラン（補償パターン）は含みません。
54	□	○「情報の提供」とは、例えばHP等で取扱商品の概要を紹介することで足り、保険募集に当たって必ず複数の商品を提案することまでは要請されていないと理解してよいか。	○ 原則として保険募集に際して顧客に対し適切な情報の提供を行うことが求められます。
55	□	○ 情報提供は、例えば、銀行等で取り扱う商品の一覧表を提示する、又は、顧客が容易に確認できる状態に置くこと（ポスター掲示等）によることも可能なことを確認したい。	○ 顧客の自主的な選択が可能となるように、購入可能な保険商品の存在が適切に認識できる方法であればよいと考えます。
56	□	○ 対面での募集の場合でも、複数商品の比較提示を求める趣旨なのか。比較募集に関するガイドラインが明示されていない	○ 対面募集の場合でも顧客に適切な情報の提供が求められます。商品ラインアップの明示も含め、顧客が購入可能な保

		い中で、そうした比較提示を行うことは困難であり、ポスター等で商品ラインアップの明示に止めるよう要請する。	除商品の存在が適切に認識できる方法であればよいと考えます。
57	ハ	○ 「募集代理店としての責任」とあるが、保険仲立人は代理人ではないため、仲立人の策定する指針には馴染まないのではないか。	○ 保険仲立人については、既に、販売責任があることの明示義務があります（規則第230条第2項）。
58	ハ	○ 銀行等募集代理店に販売責任が生じるのは、保険業法や金融商品販売法等に基づく説明義務違反等により顧客に損害が生じた場合であり、例えば、代理店が説明義務を果たしたうえで、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、保険会社の破綻等の事由によって顧客に損害が生じたとしても、代理店としての販売責任はない。これらのことを明確にすべきではないか。	○ ご指摘を踏まえ修正することとしました。 なお、元本割れ等による損害は、本規定により銀行等が販売責任を問われる損害には含まれません。
59	ニ	○ 苦情・相談については、金融機関の他業務も含めた総合的な相談窓口において受け付ければ足り、保険業務専用の受付先を設置することまで求めていないという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
60	ニ	○ 銀行等が他の一般代理店と共同募集を行う場合において、銀行等でなく当該一般代理店が顧客からの苦情・相談の受付先となり、銀行等が保険募集時にその旨を明示するという運用が排除されないことを確認したい。	○ 本項は「銀行等における苦情・相談の受付先」としており、他の代理店と共同募集を行う場合であっても、その銀行等に苦情・相談の受付先を設けて明示し、苦情・相談に対して適切に対応することを想定しています。
61	ニ	○ ニで「苦情・相談窓口の受付先を明示する」とあるが、その方法としては、金融機関のホームページへの掲載や営業店の店頭掲示でよいか。	○ ご指摘の方法も有効と考えられます。いずれにせよ、顧客に対し十分な周知が図られるよう工夫することが必要です。
62	ホ	○ 顧客から苦情・相談が寄せられた場合、代理店の権限では対応できない内容（例えば保険の引受けや保険金の支払可否や契約条件の変更対応等）については、引受保険会社の窓口に誘導せざるをえないが、そのようなことでよいのか。	○ 必要に応じて、保険会社と連携の上対応することが必要となると考えます。
63	ホ	○ 「顧客との面談内容等の記録」は、銀行等の職員がその内容等を記録することで足り、顧客からの同意印の取付け等は必要ないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
64	ホ	○ 顧客への説明記録や顧客対応内容等の面談記録を保険期間終了まで保存することは、他の保険募集人について明文の規制はなく、銀行等の保険募集に対する過剰な規制となって	○ ご指摘も踏まえ、保険期間終了まで保存すべきものを保険募集時の説明に係る記録等（顧客から提出を受けたものを含む。）に限定することとしました。

		<p>いる。全ての顧客対応記録を保険期間終了まで保存することは実務上の負担から現実的でない。</p> <p>ここで顧客との面談内容等の記録を求めるのは、募集時の説明や情報提供について後日行き違い等が生じた場合に適切な対応を図れるようにすることにあると考えられることから、当該記録は保険募集時のものに限定すべきではないか。</p> <p>また、具体的に保存する帳票類や保存期間については、個々の保険商品の特性等を踏まえ、各行が個別に判断し、行内規定等において定めることで可とするなど、ある程度銀行等の裁量の余地を残した柔軟なものとするべき。</p>	
65	ホ	<p>○ 顧客との面談内容等の記録・保存は必ずしも書面でなく、電磁的方法による記録・保存でもよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>

<事務ガイドライン1-15-4 関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
66	①イ、ロ	<p>○ 勤務先企業が当該銀行の融資先であるか否かを顧客（企業の従業員）が知らないケースは相当数あると考えられる。こうした場合は「圧力販売」は考えられない。また、仮に口の照合により顧客の勤務先企業が融資先に該当することが判明した場合でも、それを当該顧客に開示できない。したがって、保険募集制限先であるか否かの判定は、顧客の自主申告よって行う取扱いとするべきではないか。</p> <p>また、顧客の自主申告内容に誤りがある場合（自らの勤務先が当該銀行の融資先ではないと申告したが、実際は融資先である場合など）や申告を顧客が拒否した場合について、銀行が手数料を得られないこととなれば不合理。さらに、守秘義務の観点から顧客に規制対象先であることを知らせることもできないことを考えれば、あくまでも顧客の自主申告を基準とした取扱いとするべき。</p> <p>具体的には以下のケースが考えられる。</p>	<p>○ 顧客の自主申告のみにより判定することとする場合、顧客の申告行為に銀行等の影響力が及ぶおそれがあるとの指摘があることから、銀行等の側でのチェックを求めることとしたものです。</p> <p>銀行等の側でのチェックで保険募集制限先と判明した場合には、銀行等は当該先に対する保険募集に係る手数料等を保険会社に返還することが必要となります（保険契約の解除は不要）。</p> <p>こうした手数料等を返還すべき事例が相当数発生するとのご指摘ですが、融資先企業に対し従業員への取引銀行の周知を要請した上で、顧客から「勤務先の取引銀行」を聴取するなど、各銀行等の創意工夫により事前チェックの精度を高めることもできると考えられます。</p> <p>いずれにしても、現時点で上記の手数料等返還事例がどの程度発生するかを予測することは困難です。金融庁として</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客が申告した勤務先について、同名の企業が他に存在し、勤務先本社の住所等特定できる情報を顧客が持っていない場合 ・ 勤務先名について、顧客が申告を拒否した場合 ・ 従業員数について、顧客がわからないと申告した場合又は申告を拒否した場合 ・ 従業員数について、顧客は 50 人超と申告したが、銀行側が保有している情報では 50 人以下又は不明であった場合 	<p>は、先行解禁後、その状況もモニターし、多数の事例が生じた場合には、それ自体を問題視するのではなく、その原因を追求することで、圧力販売の実態把握に努めるとともに、必要に応じ、この弊害防止措置のあり方や運用方法の見直しをしたいと思います。</p>
67	①イ、ロ	<p>○ 保険募集制限先規制において問題となるのは顧客が主観的に銀行等からの圧力を感じているかどうかであり、イにより顧客から保険募集制限先に該当しない旨の申告を受けた場合には、ロに基づく照合を行う必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>○ 顧客の自主申告のみにより判定することとする場合、顧客の申告行為に銀行等の影響力が及ぶおそれがあるとの指摘があることから、銀行等の側でのチェックを求めることとしたものです。</p>
68	①イ、ロ	<p>○ イ、ロでの従業員数の確認に関しては、顧客の申告内容と銀行等が保有する情報が異なっている場合や、銀行等が従業員数を把握していない場合等が想定されるが、このような場合は顧客の申告により判断することで差し支えないか（従業員数は日々変動するものであり、リアルタイムでの把握は困難）。</p>	<p>○ 顧客の申告と銀行等のデータベースに齟齬がある場合は、当該貸付先に確認する等の適切な対応が期待されます。</p>
69	①イ、ロ	<p>○ 保険募集制限先に該当するか否かの判定は、貸付先に関するデータベースの作成日と新規加入時点での照合により行うと理解してよいか。例えば、契約締結後に契約者が保険募集制限先に入社した場合や保険募集中に融資申込みがあったことが後日判明したが既に契約者が退社していた場合には、契約解除が不要であるばかりでなく、注書きの趣旨に鑑みて、銀行等保険募集代理店が善管注意義務を果たしたと保険会社が判断したときは手数料を返還する必要はないと理解してよいか。</p>	<p>○ 契約締結後に契約者が保険募集制限先に入社した場合には、契約解除は不要であり、手数料を返還する必要もないと考えます。</p> <p>また、保険募集中に貸付けの申込みがあったことが後日判明した場合であっても、保険募集の際に適正なチェックに基づき貸付けの申込みがないと判定したものであれば、当該保険募集は法令違反に問われることはないと考えます。</p> <p>いずれにせよ、顧客が保険募集制限先や融資申込者に該当するか否かの判定については、保険募集の時点でチェックし、判定するべきものと考えられます。</p>
70	①イ	<p>○ 保険募集制限先に該当するかどうかを顧客の申告により確認する場合、顧客に対し、書面に勤務先、従業員数の記載</p>	<p>○ 保険募集をする際には、まず、顧客に対し、保険募集制限先の確認業務に関する説明を書面の交付により行い、顧客の</p>

		を要請することは、勤務先等の情報提供の強制に該当するの か。仮に該当するのであれば、具体的にどのような方法で確 認すればよいか教えていただきたい。	申告を求めることとなります。その上で、保険募集の過程で 顧客から得た情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照 合することによって確認を行います。 顧客の申告が得られず、銀行等の有する情報との照合でも 確認できない場合には、特段の事情のない限り、保険募集先 に該当しないものとみなすことができます。
71	①イ	○ 募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する 説明は、保険商品の勧誘前に行わなければいけないのか。	○ 当該説明は、顧客が募集制限先に該当するかどうかの確認 を行う際のトラブルを防止する観点から行うべきものであ り、当該確認を行う前に行う必要があります。
72	①イ	○ 「顧客の申告により確認する」業務は、郵便や電磁的方法に よりこれを行うことは可能か。	○ 貴見のとおりです。
73	①イ	○ 「書面の交付」の方法については、郵送により募集を行う場 合には説明書面を同封すればよいとの理解でよいか。また、 電話による募集を行うときは、口頭での説明後に説明書類を 郵送する、もしくは対面にて説明書面を交付すればよいとの 理解でよいか。	○ いずれにせよ、顧客が融資先販売規制の内容を認識するよ う十分な説明に努める必要があると考えます。
74	①ロ	○ 「引受保険会社に送付する時まで」とあるが、申込書の 物理的な送付が行われる前に直接オンラインで計上がなさ れる場合等においては、当該計上前に照合することが求めら れることを確認したい。出来得れば、この点明記いただきた い。	○ この場合の「送付」は電子的な送付も含むものです。
75	①ロ	○ ロの確認業務は、イの顧客の申告の都度、勤務先等に確認 することまでは求めないとの理解でよいか。	○ 銀行等の側のチェックについて、必ず勤務先等へ確認する ことを求めているわけではありません。
76	①（注）	○ 銀行等に対し、保険募集制限先を正しく把握できない状態 での保険募集を容認する規定となっており、著しく問題。	○ 今般導入する融資先販売規制は、銀行等が融資先に対して その立場を利用して不適切な保険募集を行うことを防止す るための措置であり、一定の確認手続によって融資先（保険 募集制限先）であることが確認できない場合に保険募集を行 うことを容認することが著しく問題であるとは考えません。 ただし、イ、ロの措置は的確に行われる必要があり、また、 保険募集人が何らかの事情（例えば顧客の近親者である等） により、顧客が銀行等保険募集制限先に該当することを知っ ている場合には、イ、ロの措置で確認できなくとも当該顧客

			は銀行等保険募集制限先に該当することとなります。
77	①（注）	○「特段の事情がない限り」とあるが具体的にはどのような場合が想定されているのか。	○ 保険募集人が何らかの事情（例えば顧客の近親者である等）により、顧客が銀行等保険募集制限先に該当することを知っている場合が想定されます。
78	①（注）	○ これに該当するケースは、データベースの更新を意図的に遅らせることによる潜脱行為も含め、手数料の返還で対応することとなるのか。潜脱行為と判断する場合の基準と処分等に関する考え方について確認したい。	○ イ、ロに定める方法での確認によっても保険募集制限先に該当すると確認できなかった場合には、特段の事情のない限り、該当しない先への保険募集となり、後日に判明した場合でも手数料等の返還は要しません。ただし、ご指摘の潜脱行為について、意図的に行っていることが判明すれば、規則第211条第3項第1号の違反として、行政処分の対象となりうると考えます。
79	①（注）	○ イ、ロのチェックについて、銀行等は保険募集制限先に該当するかどうかを確認する努力義務を果たしたが、結果的に把握できずに募集制限先に保険募集を行ってしまった場合は法令違反には該当しないとの理解でよいのか。	○ イ、ロに定める方法での確認によっても保険募集制限先に該当すると確認できない場合には、「特段の事情のない限り、該当しないものとみなす」としており、この顧客に対して保険募集を行っても法令違反とはなりません。
80	①（注）	○ 顧客が自らの勤務先が当該銀行の融資先であることや勤務先の従業員数を知らない、あるいは顧客の申告が不正確であったこと等により、銀行等において当該顧客が募集制限先に該当するかどうかを確認できないケースは多々あると考えられる。こうしたケースは幅広く、保険募集制限先に該当しないものと見なすべきである。	○ イ、ロに定める方法での確認によっても保険募集制限先に該当すると確認できない場合には、特段の事情のない限り、該当しない先への保険募集となります。
81	①（注）	○ イ又はロの措置を講じた時点で顧客が保険募集制限先に該当していなければ、その後に該当することが判明した場合でも、銀行等は、ハの手数料の不受領又は返還や不祥事故の報告等は求められないとの理解でよいのか。 例えば、融資先データを更新したところ、既契約先の顧客が募集制限先に該当することが判明した場合等が考えられる。	○ イ、ロに定める方法での確認によっても保険募集制限先に該当すると確認できなかった場合には、特段の事情のない限り、後日に判明した場合でも手数料等の返還は要しません。 ただし、当該判明した事実についての原因究明やそれを踏まえた再発防止策を講じることが必要であり、原因究明の結果、保険募集制限先への保険募集が意図的に行われたことが明らかな場合には不祥事故として扱う必要があります。 なお、こうした事実が判明したにもかかわらず、原因究明等を行うことなく放置したような場合は、当局において、法令に基づき厳正に対処することとなります。

82	①（注１）	○ データベースの年１回の更新で足りるとしているが、データベースの更新を意図的に遅らせることによる潜脱行為の懸念を考えれば、常に最新状態の把握を義務付けるべき。	○ データベースの更新を少なくとも年１回としているのは最低限の定めであり、より頻繁に行われることが望ましいことは言うまでもありません。 データベースの更新までの間を利用した潜脱行為については、金融庁の監督・検査等を通じて監視していくこととしています。
83	①（注１）	○ 貸付先に関するデータベースの作成及び更新後１年間は、そのデータベースによる確認のみで募集制限先を判断して差し支えないか。	○ 銀行等募集制限先の確認については、保険募集の過程で顧客から得た情報と、その時点において銀行等が把握している融資先情報とを照合して行うこととしています。 なお、顧客の申告と銀行等のデータベースに齟齬がある場合は、当該貸付先に確認する等の対応が期待されます。
84	①（注１）	○ 「貸付先に関するデータベースを作成」とあるが、銀行等が現在使用しているデータベースを活用すればよいこととしていただきたい。	○ ご指摘を踏まえ、修正することとしました。
85	①（注１）	○ 既存のデータベースについて、データの整備・拡充及び年１回の更新をすべての貸付先について行うことは実務上不可能であり、そのことまでを求めるものではないことを確認したい。	○ 貸付先データベースを用いた照合は、銀行等による保険募集制限先の確認方法の一つの例示であり、このほかにも、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受けける方法等の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできるとしています。 いずれにせよ、銀行等におかれては、規制の趣旨を踏まえ、保険募集制限先の確認方法について、創意工夫を凝らして頂きたいと考えます。金融庁としては、先行解禁後、保険募集制限先の確認業務の実施状況をモニターし、多数の手数料返還事例が生じた場合でも、それ自体を問題視するのではなく、その原因を追求することで、確認方法に係る問題点の把握に努めるとともに、必要に応じ、確認の方法等につき見直しを行いたいと考えます。
86	①（注１）	○ 例えば、信用金庫又は信用組合がその会員又は組合員だけを対象に保険募集を行う場合については、その保有する会員・組合員情報に基づき照合を行えばよく、その他の貸付先に関するデータベースの整備は必ずしも必要ないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。

87	①（注1）	○ 協同組織金融機関において会員・組合員であるか否かを確認する方法については記載されていない。どのような方法で行えばよいのか。	○ 各協同組織金融機関において適切な確認手続の設定・運用を行って頂きたいと考えます。
88	①（注2）	○ 本項は、銀行等が圧力をかけた潜脱行為を規制する趣旨であると思われるが、自主的に設立された団体であれば保険募集は可能であるとの理解でよいのか。	○ 銀行等による保険募集と関係なく設立された団体であることが明らかであれば、差し支えないと考えます。
89	②	○ 「引受保険会社の業務又は財産の健全性」に留意するとあるが、財務の健全性の判断基準は難しい。銀行等はどのレベルでそれを確認すればよいのか。例えば、ソルベンシーマージン比率規制を満たしている保険会社であれば、健全性を満たしているとの判断でよいのか。	○ 原則として、公表資料ベースでの健全性のチェックを想定しており、実務的に取り得る範囲で確認することで差し支えないと考えます。
90	②	○ 銀行等は如何なる場合に受託を拒否すべきか。「引受保険会社の業務又は財務の健全性」や「保険商品の内容」が「銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障」を及ぼす場合として如何なる事例が想定されているのか明確にしてほしい。	○ ご指摘の規定は、例えば、引受保険会社が経営破綻を起こした場合に銀行等に生じうる法的又は風評上のリスクや、銀行業とは異質の保険商品を取り扱うことにより生じうる事務管理上のリスク等を念頭に置いたものです。いずれにせよ、こうした各種のリスクを考慮し、保険募集業務を受託するか否かは、銀行等の経営判断の問題と考えられます。
91	②	○ 「保険募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう」講じるべき措置は、新規解禁商品のみならず既存解禁商品の保険募集も対象とすべきではないか。	○ 規定の趣旨に鑑みれば、既存解禁商品の保険募集についても、これに準じた取扱いをするべきと考えられます。

<事務ガイドライン1-15-5関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
92	①	○ 融資の受付を行った支店とそれと異なる支店の間で意図的な情報の悪用があった場合は違反行為となるのか。	○ ご指摘も踏まえ、①の規定は削除することとしました。
93	①	○ 保険募集担当者が融資担当者と別人であれば、両者が同一支店に属していたとしても、直ちに顧客による貸付けの申込みを知っていたものと推定されるわけではないこと、また、	○ ①の規定は削除することとしました。

		融資担当者が生命保険募集人として登録されていたとしても、別の保険募集担当者が顧客による貸付けの申込みを知っていたものと推定されるわけではないことを確認したい。	
94	②	○「意図的に貸付申込みをさせない場合」とは、「保険募集を行うことを目的として」との趣旨であると理解で良いか。	○ 貴見のとおりであり、明確化のため修正することとしました。
95	②	○ 自行の融資判断基準に基づき、貸付けの申込みを受け付けない場合については、「意図的に貸付申込みをさせない場合」に該当しないと理解してよいか。	○ 貴見のとおりです。
96	②	○ 保険募集後の後貸しや反復継続融資先への販売について禁止する趣旨と理解してよいか。	○ 本項は、規制の潜脱を目的として意図的に申込み時期を遅らせる行為に着目したものであり、ご指摘のように保険募集後の後貸し等を一般的に禁止するものではありません。